複数当事者の相互代表について

1. 相互代表注1

特許法は、複数当事者の手続を円滑に進行させるため、二人以上の者が共同して、出願又は審判請求等の手続をした後は、次に掲げる(1)から(6)までの本人の不利益になる手続又は本人に重大な影響をもたらすため改めて本人の意思を確認することが適当とされる手続を除いて、その後の手続について各人が全員を代表する旨を定めている(特14条本文*1)。

- (1) 特許出願の変更、放棄及び取下げ
- (2) 特許権の存続期間の延長登録出願の取下げ
- (3)請求、申請又は申立ての取下げ
- (4) 特許出願等に基づく優先権の主張及びその取下げ
- (5) 出願公開の請求
- (6) 拒絶査定不服審判 $^{\pm 2}$ (→審判便覧 2 2 0 3 「2. (1)」)の請求これは、上記(1)から(6)までの手続以外の手続については、特許庁に対して共同出願人の一人がすれば有効であり、また、特許庁からする手続についても共同出願人のうち一人に対してすれば全員に対してしたと同じような効果を生じることとしたものである。

2. 選定代表^{注 3}

代表者を定めて特許庁に届け出たときは、例外的にその代表者のみが手続をすることができる旨を定めており(特14条ただし書^{※1})、この場合には、その他の者は代表する権限を有しない。もっとも、代表者以外の者であっても、効果が本人にのみ及ぶ届出(氏名(名称)変更届等)を行うことは認められる。

代表者を届け出ることができるのは、もともと各人が全員を代表することができる手続についてのみであるから、上記(1)から(6)までの手続については、代表者を定めて特許庁に届け出たとしても、代表者が全員を代表して手続をすることはできない iz 4 。

(新規平成改訂令和256·64)

^{注1}相互代表例

当事者A、B、Cの場合に、Aがした手続の効力はB、Cにも及び、Bがした手続の効力はA、Cに及ぶ。また、特許庁がCに対してした手続はA、Bにも効力が及ぶ。

*1 特14条:実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項において準用

^{注 2} 特許法第14条中「拒絶査定不服審判」とあるのは、意匠法第68条2項においては「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、商標法第77条2項においては「商標法第<u>四十四44</u>条第<u>一</u>1項又は第<u>四十五45</u>条第<u>一</u>1項の審判」と読み替えて準用している。

注3選定代表例

当事者A、B、Cの場合に、B、CがAを代表者として選定して届け出た場合には、手続をすることができる権限は、Aに専属し、B、Cは手続をすることができない。また、特許庁は、Aに対してだけ手続をすることができる。

^{注 4} 特許法第14条ただし書は、2人以上が共同して手続をした場合において、代表者 選定届を提出したときは、審判の請求等同条本文に掲げる手続以外の手続については 代表者が全員を代表することを定めたものであって、同条本文に掲げる手続について もその代表者が全員を代表できる旨を定めたものではない旨、判示している(昭和5 6年8月25日東京高裁判決・昭和56年(行ケ)第3号、昭和55年9月30日東 京高裁判決・昭和53年(行ケ)第163号)。

委任による代理人が死亡した場合の 取扱い

委任による代理人の代理権<u>はの消滅事由として、</u>代理人の死亡によって消滅するがある(民法111条1項2号)。

ただし、委任による代理人が死亡した場合、特許庁に委任者、遺族、日本弁理 士会等からその旨の届出又は死亡による郵便物の返還(遺族等の持参による返還 を含む。)がない限り、その者の代理権は存続するものと推定する。

この場合、死亡した代理人により又は死亡した代理人に対し行われた手続の取消し又は無効を相手方又は第三者から主張することは認めない。

(説明)

民訴法第59条において準用する同法第36条第1項では「訴訟代理人の代理権の消滅は本人又は代理人(新たな代理人)よりこれを相手方(特許庁を含む。)に通知しなければ効力を生じない。」と規定しているが、代理人の死亡の場合は即時にその者の代理権は消滅するとするのが通説である。

しかし、特許に関する手続等に関しては書面主義 (特施規1条)であり死亡届 等がない限り、その事実を了知することができず、かつ、手続の画一性、安定性 が要請されることから、本文のとおり取り扱う。

(改訂<u>平成令和236</u>・<u>114</u>)

主要期間一覧表

当事者系審判、異議申立、判定に関する期間は、審判便覧25-01から25-04までを参照。

25-01.1主要期間一覧(1)(査定系審判、商標登録異議、判定)

25-01.3主要期間一覧(2)(無効・訂正・取消審判)

25-01.5 主要期間一覧(3)(特許異議)

(特許 (無効・訂正審判、特許異議申立、判定、再審を除く))

	les the fee to		起算日	期間(延 長)	III. In
手続続	根拠条文	初日	(第1日目)	国内居住者	在 外 者	備考
<法定期間>						
明細書・特許請求の範囲・図面の補正	5 特17の2 (1)	出願日	_	特許査定謄本の送達日まで (く。)	拒絶理由通知を受けた後を除	
	特17の2(1)①、③	拒絶理由通知の発送日	翌日	60日又は75日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月☆)	3月 (期間満了前:求2月・1月 期間満了後:求2月☆)	・延長登録査判 原不除く ・左のあま ・左のあま ・左のあま でのるま 間
	特17の2(1)①、③	拒絶理由通知の発送日	翌日	60日又は75日※ (求1月▲▼)	3月 (求1月×3回▲▼)	・延長登録出定 原、服審判 ・左記規特5 のの指定 間
	特17の2(1)②	特許法48条の7の通知の発送日	翌 日	30日又は45日※ ただし拒絶理由通知と同時 は60日又は75日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	60日 ただし拒絶理由通知と同時 は3月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	・拒絶査定不 服審判 ・左記は特5 のの規定に よる指定期 間
	特17の2(1)②	特許法48条の7の通知の発送日	翌日	30日又は45日※ ただし拒絶理由通知と同時 は60日又は75日※	60日 ただし拒絶理由通知と同時 は3月	・拒絶査定不 服審判 ・左記は特5 0の規定に よる指定期 間

	特17の2(1)④	拒絶査定不服審判の請求と同時	_	-	_	_	
要約書の補正	特17の3 (特施規11の2の2)	出願日又は優先権の主張を伴う出 願は先の出願の日	37	Ħ	1年4月●		
優先権主張書の補正	特17の4 (特施規11の2の3 ①)	ア. 優先日 イ. 新たな出願の日	<u>ਝ</u>	日日	1年4月 4月 (上記のうちいずれか遅い日	⊚)	
	特17の4 (特施規11の2の3 ②)	ア. 優先日 イ. もとの出願の日 ウ. 新たな出願の日	쪼 쪼 쪼	日 日 日	1年4月 4月 1月 (上記のうちいずれか遅い日	⊚)	分割・変更・実 用新案登録に 基づく特許出 願
新規性例外適用出願	特30(1)、(2)	特許法29条1項各号のいずれか に該当するに至った日	꿒	Ħ	1年⊿	1年⊿	
同上証明書の提出	特30(3)	出願日	翌	В	30日	30日	
外国語書面出願に係る翻訳文	特36の2(2)、(4)(特施規25の7(4))	ア. 出願日又は優先権の主張を伴 う出願は先の出願の日 イ. 新たな出願日(もとの出願の 翻訳文提出期間経過後の場 合)	포 포	B B	1年4月 2月◆	1年4月 2月◆	イ. は分割・変更・実用新案登録に基づく特許出願
		ウ. 翻訳文未提出の通知の発送日	ᅏ	日	2月	2月	ウ. はア. 及 びイ. の期間 に翻訳が 未提出の場 合
手続補完書の提出	38の2 (9) (特施規27の9)	ア. 補完をすることができる旨の 通知の発送日 イ. 出願日	翌 翌	日日	2月2月	2月2月	
明細書等提出書の提出	特38の3(3)(特施規27の10(3))	出願日	翌	Ħ	4月	4月	
先の特許出願の認証謄本等及 び翻訳文の提出	特38の3(3)(特施規27の10(3))	出願日	翌	В	4月	4月	
明細書等補完書の提出	特38の4(2)(特施規27の1 1(1))、38の4(9)(特施 規27の11(12)	ア. 明細書又は図面の一部の記載 が欠けている旨の通知の発送 日	쪼	Ħ	2月	2月	
	//L	イ. 出願日	꽢	日	2月	2月	

優先権主張基礎出願の写し及 び翻訳文の提出	特38の4(4)(特施規27の11(7))	が欠けている旨の通知の発送	32	日	2月	2月	
		日 イ. 出願日	翌	日	2月	2月	
意見書の提出	特38の4(4)(特施規27の11(4))	特許出願を明細書等補完書の提出時 にしたものとみなした通知の発送日	32	日	1月	1月	
明細書等補完書の取下げ	特38の4(7)(特施規27の11(10))	特許出願を明細書等補完書の提出 時にしたものとみなした通知の発 送日	翌	Ħ	1月	1月	
国内優先権主張を伴う出願	特41 (1)	先の出願日	쪼	日	1年	1年	
優先権主張書の提出	特41 (4)、43 (1)、43の 3 (1)、(2) (特施規27の4 の2 (3) ①)	ア. 優先日 イ. 新たな出願の日	쩦 쪼	日日	1年4月 4月 (上記のうちいずれか遅い日	⊚)	
	特41 (4)、43 (1)、43の 3 (1)、(2) (特施規27の4 の2 (3) ②)	ア. 優先日 イ. もとの出願の日 ウ. 新たな出願の日	쪼 쪼 쪼	日日日	1年4月 4月 1月 (上記のうちいずれか遅い日◎)		分割・変更・ 実用新案登 録に基づく 特許出願
国内優先権主張の取下げ	特42(2)(特施規28の4(2))	先の出願日	翌	日	1年4月	1年4月	
パリ優先権主張等を伴う出願	特43(1)、43の3(1)、(2)、 パリ条約4条C(1)	第1国出願日	쪼	日	特12月	特12月	
優先権証明書類等の提出#	特43(2)、43の3(3)	優先日	37	日	1年4月	1年4月	
	特43(7)、43の3(3)(特施規27の3の3(5))	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌	日	2月	2月	優先権証明 書類等が未 提出の場合
	特44(3)、46(6)、46の 2(5)	ア. 優先日 イ. 新たな特許出願の日	꿠 쪼	日日	1年4月 3月 (上記のうちいずれか遅い 日*)	1年4月 3月 (上記のうちいずれか遅い日 *)	分割・変更・ 実用新案登 録に基づく 特許出願
優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法によれた場合となった。	特43 (5)	優先日	캪	日	1年4月	1年4月	
り交換するための書面の提出	特43 (7)	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌	日	2月	2月	優先権証明 書類等が未 提出の場合

分割出願	特44(1)①	_	-	明細書・特許請求の範囲・図 面の補正ができる時又は期 間	明細書・特許請求の範囲・図 面の補正ができる時又は期 間	
	特44(1)②	特許査定謄本の送達日	翌 日	30日 (求30日★)	30日 (求30日★)	
	特44 (1) ③	拒絶査定謄本の送達日	꺂 日	3月	3月 (職1月■)	
出願変更(実→特)	特46 (1)	実願出願日	翌 日	実願の係属中 ただし出願の日から3年	実願の係属中 ただし出願の日から3年	
出願変更 (意→特)	特46(2)	ア. 意願出願日	翌日	意願の係属中 ただし出願の日から3年	意願の係属中 ただし出願の日から3年	最初の査定
		イ. 意願の拒絶査定謄本の送達日	翌日	3月	3月	
実用新案登録に基づく特許出 願	特46の2(1)	ア. 実願出願日 イ. 第三者の技術評価請求に係る 最初の通知を受けた日	翌 F 翌 F	3年 30日(職15日)	3年 30日(職60日)	
		ウ. 無効審判請求書の発送日	翌 日	30日又は45日※	6 0 日	
出願審査の請求	特48の3 (1)	出願日	翌日	3年 <u>y</u>	3年 <u>γ</u>	
	特48の3 (2)	新たな出願日(もとの出願の審査請 求期間経過後の場合)	翌日	30日	30日	分割・変更・ 実用新案登 録に基づく 特許出願
存続期間の延長登録出願	特67の2(3)	設定の登録の日	翌 日	3月	3月	
	特67の5(3)(特施令3) (改正前特67の2(3)) (改正 前特施令3)	政令で定める処分を受けた日	翌 日	3月	3月	
特許料の納付 (第1年から第 3年分まで)	特108(1)、(3)	査定又は審決の謄本の送達日	翌日	30日(求30日)	30日(求30日)	
特許料の納付(第4年以後の 各年分)	特108(2)	_	_	前年以前 🕨	前年以前 🖟	
特許料の追納	特112(1)、(2)	特許法108条2項に規定する期間の満了日	翌日	6月	6月	

既納特許料の返還請求	特111(2)	ア. 特許料の納付日 イ. 取消決定又は審決の確定日	翌 当	日日⊗	1年6月	1年6月	
拒絶査定不服審判の請求	特121(1)	拒絶査定謄本の送達日	쪼	目	3月	3月(職1月○)	
翻訳文の提出	特184の4 (1)	ア. 優先日(特許協力条約2条) イ. 国内書面を提出した日	쪞 쪞	日日	30月2月	30月2月	イ. は出前される は出前される 出前される 本書間月日に場 合には とのしる
特許協力条約19条補正の翻 訳文提出	特184の4 (6)	_	_		国内処理基準時の属する日 ◇	国内処理基準時の属する日 ◇	
国内書面の提出	特184の5 (1)	優先日(特許協力条約2条)	翌	目	30月	30月	
特許協力条約19条補正の写 しの提出	特184の7 (1)	_	_		国内処理基準時の属する日 ◇	国内処理基準時の属する日 ◇	
特許協力条約34条補正の翻 訳文提出	特184の8 (1)	_			国内処理基準時の属する日 ◇	国内処理基準時の属する日 ◇	
特許協力条約34条補正の写 しの提出	特184の8 (1)	_			国内処理基準時の属する日 ◇	国内処理基準時の属する日 ◇	
特許管理人の選任	特184の11(2)、(4)(特施規38の6の2(1)、(2))	ア. 国内処理基準時の属する日◇ イ. 特許管理人の選任の届出がない旨の通知の発送日	<u></u> 정보	日日		3月2月	イ国準る特の出の は処のま管任未 で理属で理の提 が合 が合
新規性喪失の例外の適用書面 及び証明書の提出	特184の14 (特施規38の6の 3)	国内処理基準時の属する日◇	32. 27.	目	30日	30日	
特許協力条約25条に規定する検査の申出	特184の20(1)(特施規38の7)	国際出願が取り下げられたものと みなす旨の宣言、国際出願日の認定 の拒否又は 記録原本を期間内に 国際事務局が受領しなかった旨の 認定の通知をした日	翌.	日	2月	2月	
出願審査請求手数料の返還請求	特195 (10)	ア. 特許出願が放棄され、又は取り下げられた日 イ. 特許出願が取り下げられたものとみなされた日	翌 当	日	6月	6月	
過誤納手数料の返還請求	特195 (12)	手数料の納付日	77.	日	1年	1年	

明細書、特許請求の範囲又は図面について、国際特許出願に含まれないものとする旨の請求 書の提出	特施規38の2の2 (5)	通知書の発送日	쪼.	Ħ	30日	30日	左記は特施 規38の2 の2(3)の 規定による 指定期間
命令による登録申請の補正	特登令38(1)(特登施規13の 2)	指令書の発送日	쩦	目	2月	2月	
弁明書の提出	特登令38(4)(特登施規13の 4(1))	却下理由通知の発送日	翌	目	2月	2月	
<指定期間>							
命令による方式補正	特17(3)、184の5(2)	指令書の発送日	쩦	日	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	延長登録出 願、拒絶査定 不服審判を 除く
	特17(3)、133(1)	指令書の発送日	쪼	目	30日	30日	延長登録出願、拒絶査定不服審判
弁明書の提出	特18の2(2)	却下理由通知の発送日	쩦	目	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	延長登録出 願、拒絶査定 不服審判を 除く
	特18の2(2)、133の2(2)	却下理由通知の発送日	쩦	目	30日	30日	延長登録出願、拒絶査定不服審判
命令による受継申立書	特23 (1)	受継命令書の発送日	쪞	目	60日又は75日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	3月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	
同一人から承継された同日出 願又は同日提出の名義変更届 の協議命令による届出	特34 (7)	協議命令書の発送日	짶	日	6 0 日又は7 5 日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月=)	3月 (期間満了前:求3月 期間満了後:求2月=) ただし代理人だけで作成で きると認める場合は60日	拒絶査定不 服審判を除 く
	特34 (7)	協議命令書の発送日	쪼.	Ħ	60日又は75日※	3月 (求3月) ただし代理人だけで作成で きると認める場合は60日	拒絶査定不 服審判

同日に同一の発明に対する協 議命令による届出	特39 (6)	協議命令書の発送日	32 22	日	60日又は75日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月=)	3月 (期間満了前:求3月 期間満了後:求2月=) ただし代理人だけで作成で きると認める場合は60日	拒絶査定不服審判を除く
	特39 (6)	協議命令書の発送日	쪼	B	60日又は75日※	3月 (求3月) ただし代理人だけで作成で きると認める場合は60日	拒絶査定不 服審判
意見書の提出	特48の7	通知書の発送日	쪼	Ħ	30日又は45日※ ただし拒絶理由通知と同時 は60日又は75日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	60日 ただし拒絶理由通知と同時 は3月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	拒絶査定不 服審判を除 く
	特48の7	通知書の発送日	727	日	30日又は45日※ ただし拒絶理由通知と同時 は60日又は75日※	60日 ただし拒絶理由通知と同時 3月	拒絶査定不 服審判
	特50	拒絶理由通知の発送日	翌	日	6 0 日又は7 5 日※ (期間満了前: 求2月 期間満了後: 求2月☆)	3月 (期間満了前:求2月・1月 期間満了後:求2月☆) ただし代理人だけで作成で きると認める場合は60日	延長登録出 願、拒絶査定 不服審判を 除く
	特50、67の4、67の8(改正 前特67の4選)、159(2)、 163(2)	拒絶理由通知の発送日	翌.	Ħ	60日又は75日※ (求1月▲▼)	3月 (求1月×3回▲▼) ただし代理人だけで作成で きると認める場合は60日	延長登録出願、拒絶査定不服審判
審尋に対する回答書の提出	特134(4)	審尋書の発送日	32 27.	日	60日又は75日※ (求1月▲)	3月 (求1月×3回▲) ただし代理人だけで作成で きると認める場合は60日	拒絶査定不 服審判
書留郵便物受領書等の提出	特134(4)	物件の提出を求める通知の発送日	32.	Ħ	10日△	10日△	
	特194 (1)	物件の提出を求める通知の発送日	쪼	日	1 0 日△ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	1 0 日△ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	
当事者による書類又は物件の提出	特194(1)	物件の提出を求める通知の発送日	翌	日	60日又は75日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月 =)	3月 (期間満了前:求3月 期間満了後:求2月=) ただし代理人だけで作成で きると認める場合は60日	
意見書の提出	特施規38の2の2 (3)	通知書の発送日	77	日	30日	30日	

意見書の提出	特施規38の2の3 (1)	通知書の発送日	翌.	Ħ	ただし明細書、請求の範囲	30日 ただし明細書、請求の範囲又 は図面(それらの補充書等を 含む)については3月
命令による書面の提出	特登令30、特登施規13(2)	物件の提出を求める通知の発送日	32	目	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)

- 注1. ※は交通不便地居住者 (→04.10「別表」) のため。
- 注2. (職) は職権延長、(求) は請求延長、(附) は附加期間。
- 注3. #は国際特許出願の場合、国内書面提出期間満了日から2月以内に提出することができる(特施規38条の14)。
- 注4. *は原出願目が平成10年12月31日以前の場合は、「1年4月」。
- 注5. ◇の国内処理基準時は、国内書面提出期間又は翻訳文提出特例期間が満了する時(国内書面提出期間又は翻訳文提出特例期間内に出願人が出願審査請求をするときは、その請求の時。)。
- 注6. △は03.10を参照。
- 注7. ◆は、分割出願、変更出願、実用新案登録に基づく特許出願が、原出願の出願日(原出願がパリ優先権主張出願等の場合は、優先日)から1年2月以上経過して出願された場合は、当該分割出願等の日から2月以内に翻訳文の提出を行うことができる。
- 注8. ★は登録料納付延長請求により延長された場合。
- 注9. ■は拒絶査定不服審判請求できる期間として職権延長された期間。
- 注10. ▲は指定期間を延長する合理的理由がある時のみ(国内居住者は、引用文献との対比実験のために1月を1回。在外者は、引用文献との対比実験のために1月を1回、翻訳のために1月を3回まで)。 ▼延長登録出願(特67の4、67の8(改正前特67の4強))については、引用文献との対比実験のための延長は不可。
- 注11. ○延長登録出願に係る拒絶査定不服審判請求期間の職権による延長は行わない。
- 注12. □翻訳文が提出された外国語特許出願のうち、国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求のあった国際特許出願であって国際公開されているものについては、出願審査の請求があった後を除く。
- 注13. ◎出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間を除く。
- 注14. ●特許出願(外国語でされた国際特許出願を除く)の場合、出願公開の請求があった後の期間を除き、外国語でされた国際特許出願で国際公開がされている場合、出願審査の請求があった 後の期間を除く。
- 注15. ☆指定期間の延長について、国内居住者は指定期間経過前に請求した場合は2月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。在外者については指定期間経過前に請求した場合は1 回目で2月、2回目の請求により1月の合計2回、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。また、当初の指定期間内に意見書又は手続補正書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。
- 注16. ▽指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前の請求により2月、指定期間経過後の請求により2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間 経過後の再度の延長請求を行うことはできない。
- 注17. = 指定期間の延長について、国内居住者は指定期間経過前に請求した場合は2月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。在外者については指定期間経過前に請求した場合は3 月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。
- 注18. り前年以前とは当該年度に入る前までを意味し、例えば第4年の特許料は設定の登録の日から3年を経過する前に納付する必要がある。また、数年分を一時に前納することも可能。
- 注19. /特許法29条1項各号のいずれかに該当するに至った日が平成29年12月8日以前の場合は、「6月」。
- 注21. ∞一般に、期間の初日は算入しないこととされているが(特3条1項1号本文)、出願が取り下げられたものとみなされた日及び所定の期間経過による審決の確定日等は、定められた期間の経過による「法律効果」を基準とし、期間の末日の午後12時(24時)を経過した時(翌日午前零時)に確定する。その初日は午前零時から始まり「丸1日」を欠くことがないため、初日が期間の計算に組み入れられる(特3条1項1号ただし書)。
- 注22. γ経済安全保障推進法第70条第1項の規定により保全指定がされた場合は、「特許出願の日から3年を経過した日」又は「経済安全保障推進法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は期間の満了の通知を受けた日から3月を経過した日」のうちいずれか遅い日となる(経済安全保障推進法82条3項)。

(実用新案(無効審判、判定を除く))

	N () /						
Addin	担加多文	÷11	起第	日	期間	(延長)	/+
手続続	根拠条文	初日	(第1	日目)	国内居住者	在外者	備考
<法定期間>							
明細書・実用新案登録請求の 範囲図面・要約書・優先権主張 書の補正	実2の2(1)(実施規1)	出願日	翌	Ħ	1月	1月	
国内優先権主張を伴う出願	実8 (1)	先の出願日	쬪	目	1年	1年	
優先権主張書の提出	実8(4) (実施規23(2))	出願日	<u>ઋ</u>	月	1月	1月	
国内優先権主張の取下げ	実9(2)(実施規23(2))	先の出願日	쪼	日	1年4月	1年4月	
出願変更(特→実)	実10(1)	ア. 特願出願日 イ. 特願の拒絶査定謄本の送達 日	<u>স</u>	日日	9年6月 <u>α</u> 3月 <u>α</u>	9年6月 <u>α</u> 3月 <u>α</u> (職1月■)	最初の査定
出願変更(意→実)	実10(2)	ア. 意願出願日 イ. 意願の拒絶査定謄本の送達 日	포 포	日日	9年6月3月	9年6月3月	最初の査定
新規性例外適用出願	実11(1)(特30(1)、(2))	実用新案法3条1項各号のいずれ かに該当するに至った日	翌	日	1年⊿	1年∡	
同上証明書の提出	実11(1)(特30(3))	出願日	쪼	日	30日	30 ⊞	
パリ優先権主張等を伴う出願	実11(1)(特43(1)、43 の3(1)、(2))、パリ条約4 条C(1)	第1国出願日	翌	日	特・実12月	特・実12月	
優先権証明書類等の提出#	実11(1)(特43(2)、43 の3(3))	優先日	翌	目	1年4月	1年4月	
	実11(1)(特43(7)、43の3(3))	優先権証明書未提出の通知の発送 日	쪼	Ħ	2月	2月	優先権証明書類等 が未提出の場合
	実10(4)、11(1)(特44 (3)、)	優先日	쪼	目	1年4月又は新たな出願の*	日から3月のいずれか遅い日	分割・変更出願の場合
	1				1		1

優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により交換するための書面の提出	実11(1)(特43(5))	優先日	翌	日	1年4月	1年4月	
	実11(1)(特43(7))	優先権証明書未提出の通知の発送 日	翌	日	2月	2月	優先権証明書類等 が未提出の場合
分割出願	実11(1)(特44(1))	_			明細書・実用新案登録請求 の範囲・図面の補正ができ る時又は期間	明細書・実用新案登録請求の 範囲・図面の補正ができる時 又は期間	
明細書・実用新案登録請求の範囲・図面の訂正	実14の2(1)	ア. 最初の技術評価書の謄本の 送達日	翌	日	2月(職15日)	2月(職60日)	
配囲・図面の計正		た達口 イ. 無効審判請求書の副本の送 達日	翌	日	30日又は45日※	60日	
登録料の納付 (第1年から第 3年分まで)	実32(1)、(3)	出願と同時	翌	日	(求30日)	(求30日)	
登録料の納付(第4年以後の 各年分)	実32 (2)	_	_		前年以前〇	前年以前〇	
登録料の追納	実33(1)、(2)	実用新案法32条2項に規定する 期間の満了日	77.	Ħ	6月	6月	
既納登録料の返還請求	実34(2)	ア. 登録料の納付日 イ. 処分又は審決の確定日	翌当	∃ ∃ ∞	1年6月	1年6月	
翻訳文の提出	実48の4(1)	ア. 優先日(特許協力条約2条) イ. 国内書面を提出した日	쪞 翌	日日	30月2月	30月2月	イ. は国内書面提出 期間満了前2月から満了日までの間 に提出した場合に 限る
国内書面の提出	実48の5 (1)	優先日(特許協力条約2条)	꿮	日	30月	30月	
特許協力条約19条補正の翻 訳文提出	実48の4(6)	_	_		国内処理基準時の属する 日◇	国内処理基準時の属する日 ◇	
図面の提出	実48の7(1)	_	_		国内処理基準時の属する 日◇	国内処理基準時の属する日 ◇	
登録料の納付(国際実用新案 登録出願)	実48の12	ア. 優先日(特許協力条約2条) イ. 国内書面を提出した日	쪼 쪼	日日	30月2月	30月2月	イ. は国内書面提出 期間満了前2月から満了日までの間 に提出した場合に 限る

特許管理人の選任	実48の15(2)	ア. 国内処理基準時の属する日	꽝	В	_	3月	イ. はア. の国内処
1111日本八公本口	X = 0 V/1 0 (2)			• •			理基準時の属する
		イ. 特許管理人の選任の届出が ない旨の通知の発送日	32	日		2月	日までに特許管理 人の選任の届出が 未提出の場合
							71-1/CP4 / /// II
新規性喪失の例外の適用書面 及び証明書の提出	実48の15 (3)	国内処理基準時の属する日◇	<u> </u>	日	30日	30日	
特許協力条約25条に規定する検査の申出	実48の16 (1)	国際出願が取り下げられたものと みなす旨の宣言、国際出願日の認定 の拒否又は記録原本を期間内に国 際事務局が受領しなかった旨の認 定の通知をした日	翠	Ħ	2月	2月	
過誤納手数料の返還請求	実54の2(11)	手数料の納付日	쪼	日	1年	1年	
明細書、実用新案登録請求の 範囲又は図面について、国際 実用新案登録出願に含まれな いものとする旨の請求書の提 出	実施規23(4)(特施規38の2の2(5))	通知書の発送日	쫘	B	30日	30日	左記は特施規38 の2の2(3)の規 定による指定期間
命令による登録申請の補正	実登令7 (実登施規3 (3)) (特登令38(1)(特登施規13の2))	指令書の発送日	77.	日	2月	2月	
弁明書の提出	実登令7 (実登施規3 (3)) (特登令38 (4) (特登施規13の4 (1)))	却下理由通知の発送日	翌	Ħ	2月	2月	
<指定期間>							
命令による方式補正	実2の2(4)、48の5(2)	指令書の発送日	컢	Ħ	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	
弁明書の提出	実2の5(2)(特18の2(2))	却下理由通知の発送日	쫘	日	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	
命令による受継申立書	実2の5 (2) (特23 (1))	受継命令書の発送日	翌	目	6 0 日又は 7 5 日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	3月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	

命令による基礎的要件に係る 補正	実6の2、14の3	指令書の発送日	<u>광</u>	日	60日又は75日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月=)	3月 (期間満了前:求3月 期間満了後:求2月=) ただし代理人だけで作成で きると認める場合は60日
同一人から承継された同日出 願又は同日提出の名義変更届 の協議命令による届出	実11(2)(特34(7))	協議命令書の発送日	쪼	日	60日又は75日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月=)	3月 (期間満了前:求3月 期間満了後:求2月=) ただし代理人だけで作成で きると認める場合は60日
書留郵便物受領書等の提出	実55(3)(特194(1))	物件の提出を求める通知の発送日	<u></u>	Ħ	1 0 日△ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	1 0 日△ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)
命令による図面の提出	実48の7 (2)	指令書の発送日	翌	В	2月	2月
意見書の提出	実施規23(4)(特施規38の2 の2(3))	通知書の発送日	翌	Ħ	3 0 目	30日
意見書の提出	実施規23(4)(特施規38の2 の3(1))	通知書の発送日	쪼	日	30日 ただし明細書、請求の範囲 又は図面(それらの補充書 等を含む)については60	30日 ただし明細書、請求の範囲又 は図面(それらの補充書等を 含む)については3月
命令による書面の提出	実登令7条(実登施規3(3))(特登令30(特登施規13(2)))	物件の提出を求める通知の発送日	翌.	日	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)

- 注1. ※は交通不便地居住者 (→04.10「別表」) のため。
- 注2. (職) は職権延長、(求) は請求延長、(附) は附加期間。
- 注3. #は国際実用新案登録出願の場合、国内書面提出期間満了日から2月以内(実施規23条7項で準用する特施規38条の14)。
- 注4. *は原出願日が平成10年12月31日以前の場合は、「1年4月」。
- 注5. ◇の国内処理基準時は、国内書面提出期間又は翻訳文提出特例期間が満了する時(国内書面提出期間又は翻訳文提出特例期間内に出願人が国内処理の請求をするときは、その請求の時、)。
- 注6. <は03.10を参照。
- 注7. ■は拒絶査定不服審判請求できる期間として職権延長された期間。
- 注8. **=**指定期間の延長について、国内居住者は指定期間経過前に請求した場合は2月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。在外者については指定期間経過前に請求した場合は3月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。
- 注9. ▽指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前の請求により2月、指定期間経過後の請求により2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間 経過後の再度の延長請求を行うことはできない。
- 注10.○前年以前とは当該年度に入る前までを意味し、例えば第4年の登録料は設定の登録の日から3年を経過する前に納付する必要がある。また、数年分を一時に前納することも可能。
- 注11. ✓実用新案法3条1項各号のいずれかに該当するに至った日が平成29年12月8日以前の場合は、「6月」。
- 注12. ∞一般に、期間の初日は算入しないこととされているが(実2条の5第1項で準用する特3条1項1号本文)、所定の期間経過による審決の確定日等は、定められた期間の経過による「法律効果」を基準とし、期間の末日の午後12時(24時)を経過した時(翌日午前零時)に確定する。その初日は午前零時から始まり「丸1日」を欠くことがないため、初日が期間の計算に組み入れられる(実2条の5第1項で準用する特3条1項1号ただし書)。
- <u>注13. α経済安全保障推進法第70条第1項の規定による保全指定の通知を受けた指定特許出願人は、同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は期間の満了の通知を受けるまでの間は、出願変更</u>することはできない(経済安全保障推進法72条2項)。

(意匠 (無効審判、判定、再審を除く))

			起算日	期間	(延長)	備考
手 続	根拠条文	初日	(第1日目)	国内居住者	在外者	
<法定期間>						
新規性例外適用出願	意4(1)、(2)	意匠法3条1項1号又は2号に該当するに至った日	翌日	1年⊿	1年⊿	
同上証明書の提出	意4 (3)	出願日	翌日	30日	30日	国際意匠登録出願を除く
新規性喪失の例外の適用書面 及び証明書の提出	意60の7(1)(意施規1の2)	国際公表があった日	翌日	30日	30日	国際意匠登録出願
出願変更(特→意)	意13(1)	特許の拒絶査定謄本の送達日	翌 日	3月 <u>α</u>	3月 <u>α</u> (職1月■)	最初の査定
出願変更(実→意)	意13(2)	実願が係属している間	_	_	_	
秘密意匠の請求	意14(2)	出願と同時又は設定登録料の納付 と同時	_	_	_	
優先権主張を伴う出願	意15(1)(特43(1)、43 の3(1)、(2)) パリ条約4条C(1)、E(1)	第1国出願日	翌 日	6月	6月	
優先権証明書類等の提出	意15(1)(特43(2)、43 の3(3))	出願日	翌 日	3月	3月	国際意匠登録出願を除く
	意15(1)(特43(7)、43 の3(3))、意60の10(2) (特43(7))(意施規19(3) (特施規27の3の3(5)))	優先権証明書未提出の通知の発送 日	翌日	2月	2月	優先権証明 書類等が未 提出の場合
	意60の10(2)(特43(2)、 意施規12の2)	国際公表があった日	翌日	3月	3月	国際意匠登録出願
優先権証明書類等に記載され ている事項を電磁的方法によ り交換するための書面の提出	意15(1)(特43(5))	出願日	翌日	3月	3月	国際意匠登録出願を除く
- / 人状り むにめが育田が近日	意15(1)(特43(7)、43 の3(3))、意60の10(2) (特43(7))(意施規19(3) (特施規27の3の3(5)))	優先権証明書未提出の通知の発送 日	翌日	2月	2月	優先権証明 書類等が未 提出の場合
	意60の10(2)(特43(5)、意施規12の2)	国際公表があった日	翌 日	3月	3月	国際意匠登録出願

補正却下後の新出願	意17の3 (1)	補正却下決定の謄本の送達日	翌日	3月	3月	
登録料の納付(第1年分)	意43(1)、(3)	査定又は審決の謄本の送達日	翌 日	30日 (求30日)	30日(求30日)	
登録料の納付(第2年以後の 各年分)	意43(2)	_	_	前年以前〇	前年以前〇	
登録料の追納	意44(1)、(2)	意匠法43条2項に規定する期間 の満了日	翌日	6月	6月	
既納登録料の返還請求	意45 (特111 (2))	ア. 登録料の納付日 イ. 審決の確定日	翌 日当 日∞	1年6月	1年6月	
拒絶査定不服審判の請求	意46 (1)	拒絶査定謄本の送達日	翌日	3月	3月	
補正却下決定不服審判の請求	意47(1)	補正却下決定の謄本の送達日	翌日	3月	3月	
補正却下後の新出願(審判)	意50(1)(意17の3(1))	補正却下決定の謄本の送達日	翌 日	30日(職15日)	30日(職60日)	
補正	意60の24	審査、審判又は再審に係属している 間	_	_	_	
過誤納手数料の返還請求	意67(8)	手数料の納付日	翌 日	1年	1年	
個別指定手数料の返還請求	意60の22(2)	ア. 出願の取下げ イ. 拒絶の査定若しくは審決の確定 日	翌 日 当 日 8	6月	6月	国際意匠登録出願
命令による登録申請の補正	意登令7(意登施規6(3))(特登令38(1)(特登施規13の2))	指令書の発送日	翌 日	2月	2月	
弁明書の提出	意登令7(意登施規6(3))(特登令38(4)(特登施規13の4))	却下理由通知の発送日	翠 月	2月	2月	

<指定期間>							
同日に同一又は類似の意匠に 対する協議命令による届出	意 9 (4)	協議命令の発送日	翌	日	40日又は55日※ (期間 満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	3月 ただし代理人だけで作成で きると認める場合は40日 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	拒絶査定不 服審判、国際 意匠登録出 願を除く
	意9 (4)	協議命令の発送日	33 32	Ħ	40日又は55日※	3月 ただし代理人だけで作成で きると認める場合は40日	拒絶査定不 服審判
	意 9 (4)	協議命令(拒絶の通報に添付)の発 送日	翌	日	6 0 日又は7 5 日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	3月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	国際意匠登 録出願
同一人から承継された同日出 願又は同日提出の名義変更届 の協議命令による届出	意15(2)(特34(7))	協議命令の発送日	<u>광</u>	日	40日又は55日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	3月 ただし代理人だけで作成で きると認める場合は40日 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	拒絶査定不 服審判を除 く
	意15(2)(特34(7))	協議命令の発送日	37	日	40日又は55日※	3月 ただし代理人だけで作成で きると認める場合は40日	拒絶査定不 服審判
意見書の提出	意19 (特50)	拒絶理由通知の発送日	<u>郑</u>	日	40日又は55日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月☆)	3月 ただし代理人だけで作成で きると認める場合は40日 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月☆)	拒絶査定不 服審判、国際 意匠登録出 願を除く
	意50(3)(特50)	拒絶理由通知の発送日	3 <u>3</u>	Ħ	40日又は55日※	3月 (求1月) ただし代理人だけで作成で きると認める場合は40日	拒絶査定不 服審判
	意19 (特50)	拒絶の通報の発送日	37	日	6 0 日又は 7 5 日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月☆)	3月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月☆)	国際意匠登 録出願
命令による方式補正	意60の4(特17(3)③)、68(2)(特17(3))	指令書の発送日	翌	日	30日 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	3 0 日 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	拒絶査定不 服審判を除 く
	意52(特133(1))	指令書の発送日	쪼	日	30日	30日	拒絶査定不 服審判
弁明書の提出	意68(2)(特18の2(2))	却下理由通知の発送日	翌	日	3 0 日 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	3 0 日 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	拒絶査定不 服審判を除 く
	意52(特133の2(2))	却下理由通知の発送日	꿒	日	30日	30日	拒絶査定不 服審判

証拠調又は証拠保全したとき の意見の申立て	意52(特150(5))	証拠調又は証拠保全の結果の通知 の発送日	3 <u>7</u>	日	40日又は55日※	3月 (求1月)
当事者等が申し立てない理由の審理に対する意見の申立て	意52(特153(2))	審理結果の通知の発送日	37.	B	40日又は55日※	3月 (求1月)
審尋に対する回答書の提出	意52(特134(4))	審尋書の発送日	32 37.	日	40日又は55日※	3月 (求1月)
当事者による書類又は物件の提出	意68(2)(特194(1))	物件の提出を求める通知の日	꿠	日	40日又は55日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	3月 ただし代理人だけで作成で きると認める場合は40日 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)
命令による受継申立書	意68(2)(特23(1))	受継命令書の発送日	짶	日	6 0 日又は7 5 日※ (期間満了前: 求2月 期間満了後: 求2月▽)	3月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)
書留郵便物受領証の提出	意68(2)(特194(1))	物件の提出を求める通知の発送日	翌.	日	1 0 日△ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	1 0 日△ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)
命令による書面の提出	意登令7(意登施規6(3))(特登令30(特登施規13(2)))	物件の提出を求める通知の発送日	쪼	日	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)

- 注1. ※は交通不便地居住者のため。
- 注2. (職) は職権延長、(求) は請求延長、(附) は附加期間。
- 注3. △は03.10を参照。
- 注4. ■は拒絶査定不服審判請求できる期間として職権延長された期間。
- 注 5 ☆指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前の請求により2月、指定期間経過後の請求により2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間 徒過後の再度の延長請求を行うことはできない。また、当初の指定期間内に意見書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。
- 注 6. ▽指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前の請求により 2 月、指定期間経過後の請求により 2 月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。
- 注7. ○前年以前とは当該年度に入る前までを意味し、例えば第2年の登録料は設定の登録の日から1年を経過する前に納付する必要がある。また、数年分を一時に前納することも可能。
- 注9. ∞一般に、期間の初日は算入しないこととされているが(意68条1項で準用する特3条1項1号本文)、拒絶査定の確定日及び所定の期間経過による審決の確定日等は、定められた期間の経過による 「法律効果」を基準とし、期間の末日の午後12時(24時)を経過した時(翌日午前零時)に確定する。その初日は午前零時から始まり「丸1日」を欠くことがないため、初日が期間の計算に組み 入れられる(意68条1項で準用する特3条1項1号ただし書)。
- 注10. α経済安全保障推進法第70条第1項の規定による保全指定の通知を受けた指定特許出願人は、同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は期間の満了の通知を受けるまでの間は、出願変更することはできない(経済安全保障推進法72条2項)。

(商標 (無効・商標登録取消審判、商標異議申立、判定、再審を除く))

	刊、同信共議中立、刊足、丹番を除					
手 続	根拠条文	初	起算日	期間 (延長)		備考
ם עות		-M	(第1日目)	国 内 居 住 者	在 外 者	E
<法定期間>						
出願時の特例適用出願	商9 (1)	博覧会等に出品又は出展した日	翌日	6月	6月	
同上証明書の提出	商9 (2)、68の11	出願日、国際商標登録出願日	塑 日	30 日▽	30 日▽	
優先権主張を伴う出願	商13(1)(特43(1)、43 の3(2))、68(1)、パリ条 約4条C(1)	第1国出願日	翌 日	6月	6月	
優先権証明書類等の提出	商13(1)(特43(2)、43 の3(3))、68(1)	出願日	翌 日	3月□	3月□	
補正却下後の新出願	商17の2(1)(意17の3(1))、 68(2)	補正却下決定の謄本の送達日	翌日	3月	3月	
出願書類の縦覧	商18(4)、68(3)	公報発行の日	翌日	2月	2月	
登録料の納付	商41(1)、(2)、41の2(1)、 (2)、65の8(1)、(2)、 (3)	査定又は審決の謄本の送達日	翌日	30日(求30日)#	30日(求30日)#	
商標権の存続期間の更新登録 の申請	商20(1)、(2)	商標権の存続期間の満了日前6月	_	存続期間満了前6月から満 了の日まで	存続期間満了前6月から満 了の日まで	
商標権の存続期間の更新登録 の申請(存続期間満了日経過 後)	商20(1)、(3)、商施規10(2)	商標権の存続期間の満了日	翌日	6月	6月	
商標権の存続期間の更新登録 料の納付	商41(5)	商標権の存続期間の更新登録の申 請と同時	_	_	_	
割増登録料の納付	商43 (1)	商標権の存続期間の更新登録の申 請(存続期間満了日経過後)と同時	_	_	_	
既納登録料の返還請求	商42(2)	ア. 登録料の納付日 イ. 取消決定又は審決の確定日	翌 日 当 日⊗	1年6月	1年6月	
拒絶査定不服審判の請求	商44(1)、68(4)、商附13、23	拒絶査定謄本の送達日	翌 日	3月	3月	

商45(1)、68(4)	補正却下決定の謄本の送達日	翌日	3月	3月	
商55の2(3)、68(4)	補正却下決定の謄本の送達日	翌 日	30日(職15日)	30日(職60日)	
商65の3(2)	防護標章登録に基づく権利の存続 期間満了前6月	-	防護標章登録に基づく権利 の存続期間満了前6月から 満了の日	防護標章登録に基づく権利 の存続期間満了前6月から 満了の日	
商65の10(2)	登録料の納付日	翌 日	1年	1年	
商68の28	暫定的拒絶通報の発送日	翌日	審査、審判又は再審に係属し ている間	審査、審判又は再審に係属し ている間	国際商標登録出願
商68の40(1)、商附24	審査、登録異議の申立てについての 審理、審判又は再審に係属している 間	_	_	_	国際商標登録出願を除く
商68の40(2)	商標の設定登録料の納付と同時(商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正)	_	_	_	国際商標登録出願を除く
商76 (8)	手数料の納付日	翌 日	1年	1年	
商附3 (2)	存続期間満了前6月の初日	当 日	存続期間満了日前6月から 存続期間満了日後1年		
商登令10(商登施規17(3)) (特登令38(1)(特登施規13 の2))	指令書の発送日	翌 日	2月▲	2月▲	
商登令10(商登施規17(3)) (特登令38(4)(特登施規13 の4))	却下理由通知の発送日	邪 日	2月▲	2月▲	
商5の2(2)、商68(1)	指令書の発送日	翌日	1月又は1月+15日※ <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	2月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	
商8 (4)	協議命令の発送日	翌日	40日又は55日※ <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	3月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎> ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日	拒絶査定不服審判、国際商標登録出願を除く
	商55の2(3)、68(4) 商65の3(2) 高65の10(2) 高68の28 高68の40(1)、商附24 高68の40(2) 高76(8) 高附3(2) 高登令10(商登施規17(3))(特登令38(1)(特登施規13の2)) 高登令10(商登施規17(3))(特登令38(4)(特登施規13の4))	商55の2(3)、68(4) 補正却下決定の謄本の送達日 商65の3(2) 防護標章登録に基づく権利の存続 期間満了前6月 商65の10(2) 登録料の納付日 商68の28 暫定的拒絶通報の発送日 商68の40(1)、商附24 審査、登録異議の申立てについての審理、審判又は再審に係属している間 商68の40(2) 商標の設定登録料の納付と同時(商標登録出願に係る区分の数を減する補正) 商76(8) 手数料の納付日 商附3(2) 存続期間満了前6月の初日 商登令10(商登施規17(3))(特登令38(1)(特登施規13の2)) 商登令10(商登施規17(3))(特登令38(4)(特登施規13) の4)) 却下理由通知の発送日	商5 5 0 2 (3) 、6 8 (4) 補正却下決定の謄本の送達日 翌 日 商6 5 0 3 (2) 防護標章登録に基づく権利の存続 一 期間満了前6月 翌 日 商6 5 0 1 0 (2) 登録料の納付日 翌 日 商6 8 0 2 8 暫定的拒絶通報の発送日 翌 日 商6 8 0 4 0 (1) 、商附2 4 審査、登録異議の申立てについての審理、審判又は再審に係属している間 商標の設定登録料の納付と同時(商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正) 高でである。	商55の2(3)、68(4) 補正却下決定の謄本の送達日 翌 日 30日(職15日) 商65の3(2) 防護標意登録に基づく権利の存続	前5 5 か 2 (3) 、6 8 (4) 補正却下決定の謄本の送達日 翌 日 3 0 日 (職1 5 日) 3 0 日 (職6 6 日) 前6 5 か 3 (2)

	商8 (4)	協議命令の発送日	쪼	日	40日又は55日※	3月 ただし代理人だけで作成で きると認める場合は40日	拒絕查定不 服審判
	商8 (4)	協議命令(暫定的拒絶通報に添付) の発送日	쪼	日	3月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	3月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	国際商標登録出願
同一人から承継された同日出 願又は同日提出の名義変更届 の協議命令による届出	商13(2)(特34(7))	協議命令の発送日	翌	日	40日又は55日※ <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	3月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎> ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日	拒絶査定不 服審判を除 く
	商13(2)(特34(7))	協議命令の発送日	쪼	日	40日又は55日※	3月 ただし代理人だけで作成で きると認める場合は40日	拒絶査定不 服審判
意見書の提出	商15の2、15の3(1)、65 の5、68(2)、商附7	拒絶理由通知の発送日	翌	日	40日又は55日※ <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月☆>	3月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月☆> ただし代理人だけで作成でき ると認める場合は40日	国際商標登録出願を除く
	商15の2、15の3(1)、65 の5、68(2)、商附7	暫定的拒絶通報の発送日	쪼	日	3月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月☆>	3月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月☆>	国際商標登録出願
	商55の2(1)、商附16、19	拒絶理由通知の発送日	翌	B	40日又は55日※	3月 (求1月) ただし代理人だけで作成で きると認める場合は40日	拒絶査定不 服審判
証拠調又は証拠保全したとき の意見の申立て	商56(1)(特153(2))、68(4)、商附17(1)	証拠調又は証拠保全の結果の通知 の発送日	33	日	40日又は55日※	3月(求1月)	
弁明書の提出	商56(1)(特133の2(2))、 68(4)、商附17(1)、23、 (特18の2(2))	却下理由通知の発送日	翌	日	30日	30日	
	商77(2)、商附27(2)、2 3(特18の2(2))	却下理由通知の発送日	쪼	日	30日 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	30日 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	
審尋を受けた者又は当事者に よる書類又は物件の提出	商77(2)、商附17(1)、27(2)	物件の提出を求める通知の日	쪼	B	40日又は55日※	3月(求1月)	

命令による方式補正	商77(2)(特17(3))、商附23、27(2)	指令書の発送日	쪼	日	1月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	2月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	国際商標登録出願を除く
	商77(2)(特17(3))	指令書の発送日	짶	Ħ	2月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月⑩>	2月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	国際商標登録出願
	商56(1)(特133(1))、商68(4)、商附17(1)	指令書の発送日	翌	目	30 ⊞	30日	
当事者等が申し立てない理由の審理に対する意見の申立て	商56(1)(特153(2))、68(4)	審理結果の通知の発送日	쪼	目	40日又は55日※	3月 (求1月)	
書留郵便物受領証の提出	商77(2)(特194(1))、 商附23、27(2)	物件の提出を求める通知の発送日	翌	目	10日△ <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	10日△ <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	
当事者による書類又は物件の提出	商77(2)(特194(1))、 商附23、27(2)	物件の提出を求める通知の発送日	翠	Ħ	40日又は55日※ <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	3月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎> ただし代理人だけで作成で きると認める場合は40日	
命令による受継申立書	商77(2)(特23(1))、商附23、27(2)	受継命令書の発送日	쪼	日	60日又は75日※ <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	3月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	
命令による書面の提出	商登令10(商登施規17(3)) (特登令30(特登施規13(2)))	物件の提出を求める通知の発送日	3 <u>7</u>	日	2月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月⊚>	2月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月⊚>	

- 注1. ※は交通不便地居住者のため。
- 注2. (職) は職権延長、(求) は請求延長、(附) は附加期間。
- 注3. ★「小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書」の応答期間の延長請求は不可。
 - ただし、協議命令に対する応答期間の延長請求が認められた場合にあっては、当該主張書の提出期間も延長される。
- 注4. △は03.10を参照。
- 注 5. ■は拒絶査定不服審判請求できる期間として職権延長された期間。
- 注6. ☆指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前に請求した場合は1月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合であっても、指定期間経過後の再度の延長請求が可能。また、当初の指定期間内又は指定期間内に延長請求した場合の延長された指定期間内に意見書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。
- 注7. ◎指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前に請求した場合は1月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合であっても、指定期間経過後の再度の延長請求が可能。
- 注8. ▽書面を提出する者が期間内に書面を提出することができないときは、期間の経過後2月以内に限り、期間延長請求書(期間徒過)を提出することにより、その書面を特許庁長官に提出することができる(商9条3項、商施規6条の2第2項、3項)。
- 注9. □優先権証明書類等を提出する者は、期間の経過後2月以内に限り、期間延長請求書(期間徒過)を提出することにより、優先権証明書類等を提出することができる(商13条1項(商6 8条1項において準用)、商施規7条の2第1項)。
- 注10. #登録料(前期分割登録料)を納付すべき者は、登録料(前期分割登録料)を納付すべき期間(期間の延長があったときは延長後の期間)内に登録料(前期分割登録料)を納付することができないときは、期間の経過後2月以内に限り、期間延長請求書(期間徒過)を提出することにより、登録料(前期分割登録料)を納付することができる(商41条3項、41の2第3項、65の8第4項、商施規18条5項、6項、7項、8項)。

- 04.09
- 注11. ▲商標法に関するシンガポール条約の規定(同条約第14条、同条約第9規則)に基づき、申請人から申し出があったときは、当該期間の経過後2月に限り、商標登録令第10条第1項 において準用する特許登録令第38条第2項及び第3項の規定による却下を保留することとする。(→方式審査便覧70.30)
- 注12. ∞一般に、期間の初日は算入しないこととされているが(商77条1項で準用する特3条1項1号本文)、所定の期間経過による審決の確定日等は、定められた期間の経過による「法律効果」を基準とし、期間の末日の午後12時(24時)を経過した時(翌日午前零時)に確定する。その初日は午前零時から始まり「丸1日」を欠くことがないため、初日が期間の計算に組み入れられる(商77条1項で準用する特3条1項1号ただし書)。

(改訂令和6・15)

法定期間及び指定期間の取扱い

法定期間及び指定期間については、次のとおり取り扱う。

- (注) 拒絶査定不服審判(前置審査を含む)、異議申立て、当事者系審判等に関する法定期間及び指定期間は、本取扱いの対象外であるため、審判便覧を参照。
- 1. 手続をする者が在外者でない場合
- (1)次に掲げる特許法等の規定に基づき、特許法等に定める期間を職権により 延長する場合は、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住す る場合とし、その延長する期間は次のとおりとする。
 - ア. 特許法第4条*1の規定に基づき職権により延長する期間は、15日とする。

ただし、設定の特許<u>(登録)</u>料の納付期間(特108条1項、実32条1項、意43条1項、商41条1項、41条の2第1項、65条の8第1項、2項)については、職権による延長は行わないこととする。

なお、設定の特許<u>(登録)</u>料の納付期間については、特許<u>(登録)</u>料を納付すべき者の請求により30日以内に限り期間延長できる(特108条3項、実32条3項、意43条3項、商41条2項、41条の2第2項、65条の8第3項)。

- イ. 意匠法第17条の4第1項^{**2}の規定に基づく職権による延長は、行わないこととする。
- (2)次に掲げる書類等の提出についての指定期間は、特許及び実用新案に関しては60日、意匠(国際意匠登録出願における拒絶の通報に応答する場合を除く。)及び商標(国際商標登録出願における命令による手続補正書を提出する場合及び暫定的拒絶の通報に応答する場合を除く。)に関しては40日とする。ただし、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合においては、特許及び実用新案に関しては60日を75日と、意匠及び商標に関しては40日を55日とする。
 - ア. 意見書 (特 5 0 条^{*3}、商 1 5 条の 2 ^{*4}、 1 5 条の 3 第 1 項、商附則 7 条 ^{*5})
 - イ. 命令書に応答する書面(特39条6項※6、意9条4項、商8条4項)
 - ウ. 書類その他の物件の提出を求められた者 (特194条1項**⁷) が提出する実験成績証明書、指定商品の説明書等、ひな形・見本、特許の分割出願に関する説明書等
 - エ. 命令による手続補正書 (実 6 条の 2 及び 1 4 条の 3 の規定によるものに限る。)
- (3)命令による受継申立書(特23条1項^{**8})の提出についての指定期間は、 60日とする。ただし、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に

居住する場合においては、75日とする。

- (4) 意見書(特48条の7に規定するものに限る。)の提出についての指定期間は、30日(拒絶理由通知と同時のときは、60日)とする。ただし、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合においては、45日(拒絶理由通知と同時のときは、75日)とする。
- (5) 手続補完書(商5条の2第2項^{**9})及び命令による手続補正書(商77条 2項^{**10})の提出についての指定期間は、1月とする。ただし、手続補完の手 続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合においては、 1月に15日を加えた期間とする。
- (6) 次に掲げる書類の提出についての指定期間は2月とする。
 - ア. 命令による手続補正書(特17条3項(特許権の存続期間の延長登録出願(以下「延長登録出願」という。)に係る手続補正書を除く。)、184条の5第2項、実2条の2第4項、48条の5第2項)
 - イ. 弁明書 (特18条の2第2項 (延長登録出願に係る弁明書を除<u>きく。)</u>、 実2条の5第2項で準用する場合を含む。))
 - ウ. 図面の提出書(実48条の7第2項)
 - 工. 物件提出書(特登令30条*11)
- (7) 次に掲げる書類の提出又は磁気ディスクへの記録の求めの補正についての 指定期間は、30日とする。
 - ア. 命令による手続補正書 (特17条3項 (延長登録出願に係る手続補正書 に限る。)、意60条の4、意68条2項、特例法41条2項)
 - イ. 弁明書(特18条の2第2項(延長登録出願に係る弁明書に限<u>り、る。)、</u> 意68条2項、商77条2項^{※10}、及び特例法41条2項<u>で準用する場合(電子情報処理組織を使用して行われた手続を特例法施行規則13条1項又は2項に規定する要件を満たさない不適法なものとして却下する場合の弁明書を除く。)を含む。)</u>
 - ウ. 磁気ディスクへの記録の求めの補正(特例法7条2項)
- (8)電子情報処理組織を使用して行われた手続を特例法施行規則第13条第1 項又は第2項に規定する要件を満たさない不適法なものとして却下する場合 (特例法41条2項で準用する特18条の2第2項)の弁明書の提出につい ての指定期間は、以下のとおりとする。
 - ア. 当該手続が特許法、実用新案法、意匠法、商標法又は特例法の規定によるものであるときは、これらの法律の規定により、その手続を不適法なものとして却下する場合の弁明書の提出についての指定期間と同一とする。
 - イ. 当該手続が特許登録令、実用新案登録令、意匠登録令又は商標登録令の規定によるものであるときは、これらの政令の規定により、その手続について補正をすることができるものであると認めないものとして却下する場合の弁明書を提出することができる期間(特登令施規13条の4第1項**1²)と同一とする。
- (8-9) 書留郵便物受領書等の提出を求める場合 (特194条1項**7) (→03.

- 10)の指定期間は、10日とする。
- (<u>910</u>) 特許法施行規則第38条の2の2第3項**1213の規定による意見申述の ための指定期間は、30日とする。
- (1<u>0</u>1) 特許法施行規則第38条の2の3第1項**1213の規定による通知に対する意見申述のための指定期間は、30日(明細書、請求の範囲又は図面(それらの補充書等を含む。)に係る通知の場合は60日)とする。
- (1<u>+2</u>) 国際意匠登録出願において拒絶の通報に応答する場合の意見書の提出 及び意匠法第 9 条第 4 項に基づく応答書面の提出についての指定期間は、 6 0日とする。ただし、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居 住する場合においては、 6 0 日を 7 5 日とする。
- (123) 国際商標登録出願において、命令による手続補正書の提出についての 指定期間は2月とし、暫定的拒絶の通報に応答する場合の意見書及び商標法 第8条第4項に基づく応答書面の提出についての指定期間は3月とする。
- (134) その他の指定期間は、特許及び実用新案に関しては60日、意匠及び商標に関しては40日とする。ただし、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合においては、特許及び実用新案に関しては60日を75日と、意匠及び商標に関しては40日を55日とする。
- (145)(2) ウ. については、それぞれの場合を考慮して、(2) に定める期間と異なる期間を指定することができる。
- $(1 \frac{5 \cdot 6}{5 \cdot 6})$ (2) から $(1 \frac{3 \cdot 4}{3 \cdot 4})$ までに定める期間内に手続をすることができない特段の事情があると認める場合には、(2) から $(1 \frac{3 \cdot 4}{3 \cdot 4})$ までに定める期間と異なる期間を指定すること、又は (2) から $(1 \frac{3 \cdot 4}{3 \cdot 4})$ までに定める期間の経過後であっても特許庁長官若しくは審査官の裁量により当該手続を有効なものとして取り扱うことができる。
- (1 <u>6 7</u>) 次に掲げる特許法、実用新案法及び意匠法並びに特許登録令、実用新案登録令及び意匠登録令の手続の指定期間については、指定期間内又は指定期間に2月を加えた期間内の請求により、2月延長することができる。ただし、指定期間内に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。
 - ア.(2)ア.の意見書(特50条及び意19条の規定によるものに限る。) ただし、当初の指定期間内に意見書を提出した場合又は特許法第17条 の2第1項第1号又は第3号に基づく補正を行った場合については、指定 期間経過後の延長請求を行うことはできない。
 - イ. (2) イ. の命令書に応答する書面(特39条6項(特34条7項において準用(実11条2項及び意15条2項において準用))及び意9条4項の規定によるものに限る。)
 - ウ.(2) ウ.の書類その他の物件の提出を求められた者(特194条1項及び意68条2項の規定によるものに限る。)が提出する実験成績証明書、ひな形・見本、特許の分割出願に関する説明書等
 - エ. (2) エ. 命令による手続補正書

- オ. (3) の命令による受継申立書(特23条1項(実2条の5第2項及び意68条2項において準用)の規定によるものに限る。)
- カ. (4) の意見書
- キ. (6) ア. の命令による手続補正書
- ク. (6) イ. の弁明書
- ケ.(6)エ.の物件提出書(特登令30条(実登令7条、意登令7条において準用)の規定によるものに限る。)
- コ. (7) ア. の命令による手続補正書(意60条の4及び意68条2項の規定によるものに限る。)
- サ. (7) イ. の弁明書 (意68条2項の規定によるものに限る。)
- シ. (<u>8-9</u>) の書留郵便物受領書等の提出(特194条1項(実55条3項及び意68条2項において準用)の規定によるものに限る。)
- ス. (1<u>4-2</u>) の意見書及び命令書に応答する書面 ただし、当初の指定期間内に意見書を提出した場合については、指定期 間経過後の延長請求を行うことはできない。
- (1<u>7</u>8) 次に掲げる商標法及び商標登録令の手続の指定期間については、指定期間内の延長請求により1月、指定期間経過後の延長請求については指定期間に2月を加えた期間内の請求により2月延長することができる。また、指定期間内に延長請求した場合であっても、延長された指定期間経過後に再度、延長請求を行うことができる。
 - ア. (2) ア. の意見書(商15条の 2^{*4} 、商15条の3第1項及び商附則7条 *5 の規定によるものに限る。)

ただし、当初の指定期間内又は指定期間内に延長請求した場合の延長された指定期間内に意見書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。

- イ.(2) イ.の命令書に応答する書面(商8条4項、商13条2項の規定によるものに限る。)
- ウ.(2) ウ.の書類その他の物件の提出を求められた者(商77条2項、商 附則27条2項{商附則23条において準用}の規定によるものに限る。) が提出する指定商品の説明書等
- エ. (3) の命令による受継申立書(商77条2項、商附則27条2項 {商附 則23条において準用}の規定によるものに限る。)
- オ. (5) の手続補完書 (商5条の2第2項※9)
- カ. (5) の命令による手続補正書(商77条2項※10)
- キ. (6) エ. の物件提出書(商登令10条の規定によるものに限る。)
- ク. (7) イ. の弁明書 (商77条2項*10によるものに限る。)
- ケ. (8<u>9</u>) の書留郵便物受領書等の提出(商77条2項、商附則27条2項 {商附則23条において準用}の規定によるものに限る。)
- コ. (123) の命令による手続補正書、暫定的拒絶の通報に応答する場合の 意見書及び商標法第8条第4項に基づく応答書面

ただし、「暫定的拒絶の通報に応答する場合の意見書」の提出のための指定期間については、当初の指定期間内又は指定期間内に延長請求した場合の延長された指定期間内に意見書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。

- 2. 手続をする者が在外者である場合
- (1) 次に掲げる特許法等の規定に基づき、特許法等に定める期間を職権により延長する期間は、次のとおりとする。
 - ア. 特許法第4条*1の規定に基づき職権により延長する期間は、60日とする。

ただし、設定の特許<u>(登録)</u>料の納付期間(特108条1項、実32条1項、意43条1項、商41条1項、41条の2第1項、65条の8第1項、2項)については、職権による延長は行わないこととする。

なお、設定の特許<u>(登録)</u>料の納付期間については、特許<u>(登録)</u>料を納付すべき者の請求により30日以内に限り期間延長できる(特108条3項、実32条3項、意43条3項、商41条2項、41条の2第2項、65条の8第3項)。

- イ. 意匠法第17条の4第1項*2の規定に基づく職権による延長は、行わないこととする。
- (2)次に掲げる書類等の提出についての指定期間は1.(1 + 2)及び(1 + 2)を除き、3月とする。ただし、代理人だけでこれらの書類等を作成することができると認める場合には、1.(2)の期間とする。
 - ア. 意見書(1.(2)ア. において同じ。)
 - イ. 命令書に応答する書面(1.(2)イ. において同じ。)
 - ウ. 書類その他の物件の提出を求められた者が提出する実験成績証明書、指定商品の説明書等、ひな形・見本、特許の分割出願に関する説明書等(1.(2) ウ. において同じ。)
 - エ. 命令による手続補正書(1.(2) エ. において同じ。)
- (3) 命令による受継申立書(特23条1項**8) の提出についての指定期間は、 3月とする。
- (4) 意見書(特48条の7に規定するものに限る。)の提出についての指定期間は、60日(拒絶理由通知と同時のときは3月)とする。
- (5) 1. (5) の指定期間は、2月とする。
- (6) 1. (1<u>0</u>1) の指定期間は、30日(明細書、請求の範囲又は図面(それらの補充書等を含む。) に係る通知の場合は3月) とする。
- (7) 1. (1+2) の指定期間は、3月とする。
- (8) 1. (6) から ($\frac{9}{10}$) まで、($1\frac{2}{3}$)、($1\frac{4}{5}$) 及び($1\frac{5}{6}$)の規定は、在外者が手続をする場合も同様とする。
- (9) その他の指定期間は、3 月とする。ただし、代理人だけでこれらの書類等を作成することができると認める場合には、1. ($1 \frac{3}{2} \frac{4}{2}$) の期間とする。
- (10)(2)に規定する期間(ただし書による期間については除く。)は、以下

- のとおり請求により延長することができる。
- ア. 意匠に関しては指定期間内の又は指定期間に2月を加えた期間内請求により、2月延長することができる。ただし、指定期間内に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。また、当初の指定期間内に意見書を提出した場合については、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。
- イ. 商標に関しては、指定期間内の延長請求により1月、指定期間経過後の延長請求については指定期間に2月を加えた期間内の請求により2月延長することができる。また、指定期間内に延長請求した場合であっても、延長された指定期間経過後に再度、延長請求を行うことができる。ただし、(2)のうち「ア. 意見書」の提出のための指定期間については、当初の指定期間内又は指定期間内に延長請求した場合の延長された指定期間内に意見書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。
- (11)特許法第67条の4^{※+3-14}(改正前特許法第67条の4^{注1})の規定による 意見書の提出についての指定期間は、「手続書類の翻訳のため」という理由に より1月単位で3回まで期間延長請求することができる。
- (12)特許法第50条の規定による意見書の提出についての指定期間は、請求により延長することができる。延長する期間は以下のとおりとする。
 - ア. 指定期間内の延長請求は、1回目の請求により2月延長し、2回目の請求 により1月延長することができる。
 - イ. 指定期間経過後の延長請求は、指定期間に2月を加えた期間内の請求に より2月延長することができる。

ただし、指定期間内に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の 延長請求を行うことはできない。

また、当初の指定期間内に意見書を提出した場合又は特許法第17条の2 第1項第1号又は第3号に基づく補正を行った場合については、指定期間 経過後の延長請求を行うことはできない。

- (13)次に掲げる手続の指定期間については、指定期間内の延長請求により3月の期間延長をすることができ、指定期間経過後に延長請求する場合は、指定期間に2月を加えた期間内の請求により2月延長することができる。指定期間内に延長請求した場合、指定期間経過後に再度の延長請求を行うことはできない。
 - ア. 命令書に応答する書面(1. (1 $\frac{6}{7}$) イ. において同じ。ただし、意匠 法を除く。)
 - イ. 書類その他の物件の提出を求められた者が提出する実験成績証明書、特許の分割出願に関する説明書等の提出(1.(1-6-7))ウ. において同じ。ただし、意匠法を除く。)
 - ウ. 命令による手続補正書(1.(1-6-7) エ. において同じ。)
- (14) 1. (167) オ. からス. まで及び1. (178) エ. からコ. までの

指定期間の延長については、在外者が手続する場合も同様とする。

(注)期間の計算については特許法第3条**1415の規定により、期間の初日は算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

別表

東京都	伊豆諸島・小笠原諸島
石川県	輪島市海士町 (舳倉島)
鹿児島県	南西諸島
沖縄県	沖縄本島を除く周辺諸島
北海道	北海道周辺諸島

(改訂令和<u>56</u>・<u>74</u>)

**1-特4条:実14条の2第5項、39条の2第4項、45条2項、意68条1項、商77条1項、商附則27条1項{商附則23条}において準用

- ※2-意17条の4:商17条の2第2項 {商68条2項} において準用
- **3 特 5 0 条: 特 6 7 条の 4 {特 6 7 条の 8}、改正前特 6 7 条の 4 ^{注 1}、意 1 9 条において準用
- **4---商15条の2: 商65条の5、68条2項、商標法等の一部を改正する法律(平成8年法律第68号)附則12条において準用
- **6-特39条6項:特34条7項{実11条2項、意15条2項、商13条2項} において準用
- **⁷--特194条1項:実55条3項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項 {商附則23条}において準用
- **8 特 2 3 条 1 項: 実 2 条の 5 第 2 項、意 6 8 条 2 項、商 7 7 条 2 項、商附則 2 7 条 2 項 { 商附則 2 3 条 } において準用
- ※9—商5条の2第2項: 商68条1項において準用
- **10--- 商 7 7 条 2 項 : 商附則 2 3 条、商附則 2 7 条 2 項において準用
- **11-特登令30条:実登令7条、意登令7条、商登令10条において準用
- **¹² 特登令施規13条の4第1項:実登令施規3条3項、意登令施規6条3項、商登令 施規17条3項において準用
- ** #213 特施規38条の2の2第3項、38条の2の3第1項:実施規23条4項において進用
- ※ 1314 特 6 7 条 の 4 前 段 : 特 6 7 条 の 8 において 準用
- ^{注1}-令和2年3月9日までの出願については、環太平洋パートナーシップ協定の締結及 び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律 の整備に関する法律(平成28年法律第108号)附則第2条の経過措置の規定によ り、改正前の法令が適用される。
- ** 1415 特3条: 実2条の5第1項、意68条1項、商77条1項において準用

注記の準用条文は括弧を用いて記載されている。

例「特50条 {特67条の4、159条2項 [特174条2項]}」は、

「特50条: 特67条の4、159条2項(特174条2項において準用)において準用」を表す。

手数料等の減免の申請の取扱い (特)

1. 手数料等の減免の内容

「表」の第1欄に掲げる手数料等について、同表の第2欄に掲げる者が、自己の出願についての出願審査の請求の手数料又は自己の特許権に係る第1年分から第10年分までの特許料の減免に係る申請書を出願審査請求書^{注1}又は特許料納付書の提出と同時^{注2}に提出した場合には、それぞれ同表の第4欄に掲げる措置を行う。

「表」

手数料等	減免の対象者	根拠規定	措置内容
	ア. 生活保護法第11条第	特許法195条の	
	1項各号に掲げる扶助を	2 (手数料令1条の	
	受けている者	2 第1号イ)	
	$(\to 0 \ 7 \ . \ 5 \ 2)$		免除
	イ. 市町村民税非課税の者	特許法195条の	
	$(\rightarrow 0 \ 7 \ . 5 \ 2)$	2 (手数料令1条の	
		2 第1号口)	
	ウ. 個人所得税非課税の者	特許法195条の	
	$(\rightarrow 0 \ 7 \ . 5 \ 2)$	2 (手数料令1条の	
		2 第1号ハ)	
(1)出願	エ. 個人事業税非課税の者	特許法195条の	
審査の請求	$(\rightarrow 0 \ 7 \ . 5 \ 2)$	2 (手数料令1条の	
の手数料		2 第1号ニ)	
	オ. 資本金3億円以下で法	特許法195条の	
	人税非課税かつ他の法人	2 (手数料令1条の	 1/2に軽減
	による特定支配関係がな	2 第 2 号)	
	い(*1)法人		
	$(\to 0 \ 7 \ . \ 5 \ 2)$		
	カ. 中小事業者(*2)で		
	あって、他の中小事業者		
	(*2)以外の法人によ	0条1号イからソ	
	る特定支配関係がない	まで)	
	(*1)者		
	$(\to 0 \ 7 \ . \ 5 \ 3)$		

	キ. 中小事業者(*2)で	特許法195条の	
	あって、研究開発要件を	2の2(特施令1	
	満たす者	0条2号イからニ	
	$(\rightarrow 0 \ 7 \ . \ 5 \ 4)$	まで)	
	ク. 大学等研究者	特許法195条の	
	$(\rightarrow 0 \ 7 \ . \ 5 \ 5)$	2の2(特施令1	
		0条3号イ)	
	ケ. 大学等	特許法195条の	
	$(\to 0 \ 7 \ . \ 5 \ 5)$	2の2(特施令1	
		0条3号口)	
	コ. 承認TLO	特許法195条の	
	$(\to 0 \ 7 \ . \ 5 \ 5)$	2の2(特施令1	
		0条3号ハ)	1/2に軽減
	サ. 試験研究独立行政法人	特許法195条の	
	又は試験研究特殊法人	2の2(特施令1	
	$(\to 0 \ 7 \ . \ 5 \ 5)$	0条3号二)	
	シ. 試験独法関連TLO	特許法195条の	
(1)出願	$(\to 0 \ 7 \ . \ 5 \ 5)$	2の2(特施令1	
審査の請求		0条3号ホ)	
の手数料	ス. 公設試験研究機関を設	特許法195条の	
	置する者	2の2(特施令1	
	$(\to 0\ 7\ .\ 5\ 5\)$	0条3号へ)	
	セ. 試験研究地方独立行政	特許法195条の	
	法人	2の2(特施令1	
	$(\to 0 \ 7 \ . \ 5 \ 5)$	0条3号ト)	
	ソ. 小規模(*3)の個人	特許法195条の	
	事業主	2の2 (特施令1	
	$(\to 0 \ 7 \ . \ 5 \ 6)$	0条4号イ)	
	タ. 小規模(*3)企業で	特許法195条の	
	あって他の中小事業者	2の2 (特施令1	
	(* 2)以外の法人によ	0条4号口)	 1/3に軽減
	る特定支配関係がない		
	(*1) 法人		
	$(\to 0 \ 7 \ . \ 5 \ 6)$		
	チ. その事業を開始した日	特許法195条の	
	以後10年を経過してい	2の2(特施令1	
	ない個人事業主	0条5号イ)	
	$(\to 0 \ 7 \ . \ 5 \ 7)$		

	I	I	1
	ツ. 資本金3億円以下で設	特許法195条の	
	立後10年を経過してお	2の2 (特施令1	
	らず、かつ特定法人(*	0条5号口)	
	4) 以外の法人による特		1/3に軽減
	定支配関係がない(*		
(1)出願	1) 法人		
審査の請求	$(\rightarrow 0 \ 7 \ . \ 5 \ 7)$		
の手数料		 特許注195冬の	
1 30.41	法第86条に規定する認		
	定福島復興再生計画に基		1/4に軽減
	づいて事業を行う中小事		1/4(0 #2 //
	業者 (* 2)		
	(→07.58)		
	ア. 生活保護法第11条第	供 並 注 1 0 0 久	<i>₽</i> ₽
	1 項各号に掲げる扶助を		免除
			(第1年分から
	受けている者	イ)	第3年分まで)
	$(\rightarrow 0 \ 7 \ . 5 \ 2)$	特許法109条	1/2に軽減
		(特施令9条1号	(第4年分から
		イ)	第10年分まで)
	 イ.市町村民税非課税の者	特許法109条	免除
	$(\rightarrow 0 \ 7 \ . \ 5 \ 2)$	(特施令9条1号	(第1年分から
	(0 0 2)		第3年分まで)
(2)第1		特許法109条	1/2に軽減
年分から第		(特施令9条1号	(第4年分から
1 0 年分ま		口)	第10年分まで)
での特許料	ウ. 個人所得税非課税の者	, ,	74 + 0 74 6 ()
	$(\rightarrow 0 \ 7. \ 5 \ 2)$	(特施令9条1号	
		ハ)	
	L エ. 個人事業税非課税の者	特許法109条	
	(→07.52)	(特施令9条1号	
	('01. 02)	二(付施市3米1万二)	1/2に軽減
	 オ. 資本金3億円以下で法	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1 / 2 (C F± 1/9).
	人税非課税かつ他の法人		
	による特定支配関係がな	(付施 T 3 未 2 号)	
	い (*1) 法人	7 /	
	$(\rightarrow 0.7.52)$		
	$(\neg \cup i . \cup \cup Z)$		

	and the state of t		
(年)の特許料	カ. 中小事業者(*2)で	特許法109条の	
	あって、他の中小事業者	2 第 1 項(特施令	
	(*2)以外の法人によ	10条1号イから	
	る特定支配関係がない	ソまで)	
	(*1)者		
	$(\to 0 \ 7 \ . \ 5 \ 3)$		
	キ. 中小事業者(*2)で	特許法109条の	
	あって、研究開発要件を	2第1項(特施令	
	満たす者	10条2号イから	
	$(\to 0 \ 7 \ . \ 5 \ 4)$	ニまで)	
	ク. 大学等研究者	特許法109条の	
	$(\rightarrow 0 \ 7 \ . \ 5 \ 5)$	2 第 1 項(特施令	
		10条3号イ)	
	ケ. 大学等	特許法109条の	
	$(\rightarrow 0 \ 7 \ . \ 5 \ 5)$	2 第 1 項(特施令	
		10条3号口)	 1/2に軽減
	コ	特許法109条の	
	$(\rightarrow 0\ 7.\ 5.5)$	2 第 1 項 (特施令	
		10条3号ハ)	
	サ. 試験研究独立行政法人	特許法109条の	
	又は試験研究特殊法人	2 第 1 項(特施令	
	$(\rightarrow 0 \ 7 \ . \ 5 \ 5)$	10条3号二)	
	シ. 試験独法関連TLO	特許法109条の	
	$(\rightarrow 0 \ 7 \ . \ 5 \ 5)$	2 第 1 項(特施令	
		10条3号ホ)	
	ス. 公設試験研究機関を設	特許法109条の	
	置する者	2 第 1 項 (特施令	
	$(\rightarrow 0 \ 7 \ . \ 5 \ 5)$	10条3号へ)	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	特許法109条の	
	法人	2 第 1 項 (特施令	
	$(\to 0.7.55)$	10条3号卜)	
		特許法109条の	
	事業主		 1/3に軽減
	$(\rightarrow 0 \ 7 \ . \ 5 \ 6)$	10条4号イ)	,
		= 0 > 1 1 1	

(2) 第1年分から分10年分料	あって他の中小事業者 (*2)以外の法人によ る特定支配関係がない (*1)法人 (→07.56)	1 0条 4 号ロ) 特許法 1 0 9条の 2 第 1 項 (特施令 1 0条 5 号イ) 特許法 1 0 9条の 2 第 1 項 (特施令	1/3に軽減
	定支配関係がない(* 1)法人 (→07.57) テ.福島復興再生特別措置 法第86条に規定する認 定福島復興再生計画に基 づいて事業を行う中小事 業者(*2) (→07.58)	特許法109条の 2第1項(特施令 10条6号)	1/4に軽減

- (*1) 「特定支配関係がない」とは、a.及びb.に該当していることを指す (手数料令1条の2第2号ハ、特施令9条2号ハ、特施規71条3項)。
 - a. 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。
 - b. 申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。
- (*2) 「中小事業者」とは、申請書を提出する日において特許法施行令第10 条第1号のいずれかに該当する者を指す。
- (*3)「小規模」とは、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス 業に属する事業を主たる事業として営む者にあっては5人)以下であること を指す。
- (*4) 「特定法人」とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人を指す(特施令9条2号イ、10条5号ロ)。
- 2. 申請書の省略

減免に係る申請人は、出願審査請求書^{注1}又は特許料納付書に a. 及び b. の事項を記載することにより、申請書の提出を省略することができる(特施規

72条3項、73条3項)。また、電子情報処理組織を使用して出願審査の請求の手数料又は特許料の減免に係る申請を伴う出願審査の請求又は特許料の納付を行う場合は、出願審査請求書^{注1}又は特許料納付書に a. 及び b. の事項を記録しなければならない(特例施規12条)。

なお、第1年分から第3年分の特許料に係る免除の申請をする者にあっては (国又は免除を受ける者以外の者との共有に係る場合を除く。)、特許料減免申 請書の提出を省略することができない。

- a. 出願審査請求書^{注1}においては、特許法等関係手数料令第1条の3第1項各号又は同条第2項各号。特許料納付書においては、特許法施行令第11条第1項各号又は同条第2項各号。
- b. 申請書の提出を省略する旨
- 3. 申請書に添付する証明書の省略

減免に係る申請人は、申請書にそれぞれの要件に該当することを証する書面 (以下「証明書」という。)を添付しなければならないが、特許庁長官がその 必要がないと認めるときは、申請書に証明書を添付することを省略させること ができる(特施令11条、手数料令1条の3、特施規74条、74条の2)。

実務上、減免の要件を満たす対象者が、特許法施行規則第72条又は第73条の規定に従って適式に減免に係る申請を行った場合は、証明書の添付の必要がないと認め、これを省略させることができるものとして取り扱う。

4. 出願審査の請求の手数料の減免適用件数の限度

<u>減免の要件を満たす対象者のうち一部の者に対しては、出願審査の請求の手数料の減免の適用件数につき、上限が定められている。</u>

(1) 対象者

上記4.の減免の適用件数の制限を受ける者は、次に掲げる者である。 ア. 特許法第195条の2ただし書の政令で定める者以外の者(手数料 令1条の5第1項)

- a. 個人所得税非課税の者(手数料令1条の2第1号ハ)
- b. 個人事業税非課税の者(手数料令1条の2第1号二)
- c. 資本金3億円以下で法人税非課税かつ他の法人による特定支配関係 がない法人(手数料令1条の2第2号)
- イ. 特許法第195条の2の2ただし書の政令で定める者以外の者 (手数料令1条の5第2項)_
 - a. 中小事業者であって、他の中小事業者以外の法人による特定支配 関係がない者 (特施令10条1号イからソまで)
 - b. 中小事業者であって、研究開発要件を満たす者(特施令10条2 号イからニまで)

(2) 上限件数

4. (1) ア.及びイ.の対象者が各年度で減免を受けられる上限件数は、180件(基準件数^{注4})であり(特施規75条)、加えて、特許法第1

95条の2ただし書及び同法第195条の2の2ただし書で以下の要件が定められている。

特許法第195条の2ただし書で定める件数は、各年度^{注3}において、基準件数^{注4}から、当該年度において同法第195条の2の2の規定による出願審査の請求の手数料の減免を受けた特許出願の件数を減じた件数とする(手数料令1条の6第1項)。

同様に、特許法第195条の2の2ただし書で定める件数は、各年度^{注3}に おいて、基準件数^{注4}から、当該年度において同法第195条の2の規定によ る出願審査の請求の手数料の減免を受けた特許出願の件数を減じた件数とす る(手数料令1条の6第2項)。

例えば、4. (1) ア. の対象者が特195条の2の要件で1年度に合計20件の減免申請をした場合、同一の者が4. (1) イ. の対象者として特195条の2の2の要件で減免申請をすることができる当該年度の件数は160件までとなる。

45. 減免を受ける者を含む者の共有に係る減免の適用について

(1) 手続の方法

特許法第107条第3項又は第195条第6項の規定により、国又は減免を受ける者を含む者の共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、持分の割合に応じて減免が受けられる注3-5。これらの規定の適用を受けようとするときは、出願審査請求書注1又は特許料納付書に、国を含む者の共有に係るときは「【持分の割合】」の欄に国以外のすべての者の持分の割合を、それ以外の減免を受ける者を含む者の共有に係るときは、出願審査請求書は「【手数料に関する特記事項】」、特許料納付書は「【特許料等に関する特記事項】」、手続補正書注4-2又は誤訳訂正書注5-7は「【その他】」の欄に減免を受ける旨、減免を受ける者及びその者の持分の割合をそれぞれ記載するとともに、「【その他】」の欄に正規の納付金額に対する出願審査の請求の手数料又は特許料の金額(減免を受ける者にあっては、その減免後の金額)に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合注6-2を記載し、持分を証明する書面を添付して提出しなければならない。

ただし、特許庁長官がその提出の必要が無いと認めるときは、当該持分を証明する書面(以下「持分証明書」という。)の提出を省略させることができる(出願審査請求書:特施規27条4項、31条の2第2項、様式第44備考5及び6。手続補正書:特施規27条4項、31条の2第2項、様式13備考18及び19。誤訳訂正書:特施規27条4項、31条の2第2項、様式15の2備考10及び11。特許料納付書:特施規69条2項及び3項、様式第69備考6及び7、様式第70備考3及び4。)。

実務上、国又は減免を受ける者を含む者の共有に係る場合において、特許 法施行規則第27条第4項又は第69条第2項の規定に従って、適式に持分 の記載を行った場合には、持分証明書の提出の必要がないと認め、これを省

略させることができるものとして取り扱う^注-----。

(2) 出願審査請求書の記載例

(例)○○○○省東北地方○○局長(持分1/3)と国立大学法人○○○ ○大学(持分1/3)と株式会社○○○(小規模企業)(持分1/3) の共有の場合において、審査請求料減免申請書の提出を省略する場合。 (記載例)

【書類名】 出願審査請求書

• (略)

【請求項の数】 1

• (略)

【出願の表示】

【出願番号】 特願20○○-○○○○○

【請求人】

【識別番号】・・・・・・・・・

【氏名又は名称】〇〇〇〇省東北地方〇〇局長

【請求人】 (*1)

【識別番号】・・・・・・・・

【氏名又は名称】国立大学法人〇〇〇〇大学

【代表者】〇〇 〇〇

【請求人】 (*1)

【識別番号】・・・・・・・・

【氏名又は名称】株式会社〇〇〇〇

【代表者】〇〇 〇〇

• (略)

【持分の割合】

2 / 3

【手数料の表示】

【予納台帳番号】〇〇〇〇〇

【納付金額】

【手数料に関する特記事項】 (*2)

特許法施行令第10条第3号口に掲げる者に該当する請求人である。 (国立大学法人○○○大学 持分1/3)。減免申請書の提出を省略 する。

特許法施行令第10条第4号口に掲げる者に該当する請求人である。 (株式会社○○○○ 持分1/3)。減免申請書の提出を省略する。

【その他】 手数料の納付の割合5/18

(*1) 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載する。

(*2)【手数料に関する特記事項】には、減免を受けるための根拠条文を、
「特許法施行令第10条第○号○に掲げる・・・」のように号の細分
(イ、ロ等) まで ^{注8-10} 記載しなければならない(特施規様式第44備考
6)
(3) 特許料納付書の記載例
(例)○○ ○○(市町村民税非課税の者)(持分1/5)と○○県(公
設試験研究機関) (持分1/5) と独立行政法人〇〇〇〇(試験研究独立
行政法人) (持分1/5) と○○○○株式会社(持分2/5) の共有の場
合において、特許料減免申請書の提出を省略する場合。
(記載例)
【書類名】 特許料納付書
• (略)
【出願番号】 特願2000-0000
【請求項の数】 1
【特許出願人】 (*1)
【住所又は居所】・・・・・・・・・・・・・・
【氏名又は名称】〇〇 〇〇
【特許出願人】(*1)
【住所又は居所】・・・・・・・・・・・・・・
【氏名又は名称】〇〇県
【特許出願人】 (*1)
【住所又は居所】・・・・・・・・・・・・・・
【氏名又は名称】独立行政法人〇〇〇〇
【特許出願人】
【氏名又は名称】〇〇〇〇株式会社
(略)
【納付年分】 第1年分から第3年分
【特許料等に関する特記事項】(*2)
特許法施行令第9条第1号ロに掲げる要件に該当する特許出願人である。
(○○ ○○ 持分1/5)。減免申請書の提出を省略する。
特許法施行令第10条第3号へに掲げる者に該当する特許出願人である。
(○○県 持分1/5)。減免申請書の提出を省略する。
特許法施行令第10条第3号ニに掲げる者に該当する特許出願人である。
(独立行政法人〇〇〇〇 持分1/5)。減免申請書の提出を省略する。
【特許料の表示】
【予納台帳番号】〇〇〇〇〇

(*1) 【特許出願人】の欄には減免を受ける者を含めて記載し、減免を受け

【納付金額】

【その他】 特許料の納付の割合3/5

る者は、【特許出願人】の欄の次に【住所又は居所】及び【氏名又は名称】 の欄を設けて記載する。

(*2) 【特許料等に関する特記事項】には、減免を受けるための根拠条文を、「特許法施行令第10条第○号○に掲げる・・・」のように号の細分(イ、ロ等)まで^{注8-10}記載しなければならない(特施規様式第69備考7)。

(改訂令和56·4)

- ^{注1} 出願審査の請求後に、手続補正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該手続補正書、誤訳訂正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該誤訳訂正書(特施規11条4項、11条の2第2項、27条4項)。
- ^{注2} 特許料の免除を受ける者にあっては、特許法第108条第1項に規定する期間内 (特施規72条2項)。
- <u>準3 毎年4月1日から翌年3月31日までをいう(手数料令1条の6第1項)。</u>
- ** 特許法第109条の2第2項に規定する中小企業者以外の会社の平均的な出願審査 の請求の件数を勘案して経済産業省令で定める件数をいう(手数料令1条の6第1 項)。
- 世3-5 出願時に出願人の権利の持分を届け出たとき又は出願後に特許法第34条第4項若しくは第5項の規定により出願人の権利の持分を届け出たときであって、その届け出ている持分(特許登録令施行規則第7条第5項又は第28条第3項に基づき登録原簿に記録されている持分を含む。以下同じ。)に変更がないときは、出願審査の請求書等の手続書類又は特許料納付書の所定の箇所に、届け出ている持分を記載する。すでに届け出ている持分を変更したときは、その事実を証明する書面を添付して、出願人名義変更届又は移転登録申請書を提出する。
- ^{注4-6} 特許法施行規則第11条第4項の補正に係るものに限る。
- ^{注 5-7} 特許法施行規則第 1 1 条の 2 第 2 項において準用する同規則第 1 1 条第 4 項の規 定により請求項の数を増加する補正に係るものに限る。
- ^{注 6-8} 誤訳訂正書については、特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の正規の金額に対する特許法施行規則第11条の2第2項において準用する同規則第11条第4項に規定する手数料の金額(減免を受ける者にあっては、その減免後の金額)に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合を記載する。
- ^{注子9} 特許法施行規則第27条第3項の規定に従って適式に持分の記載を行った場合 も、同様に取り扱う。
- ^{注 8-10}特許法施行令第9条第2号、10条第6号及び手数料令第1条の2第2号の条文を記載する場合は、「特許法施行令第○条第○号に掲げる・・・」のように号まで記載する。

個人又は法人を対象とした手数料等の減免について(特施令9条、手数料令1条 の2) (特)

1. 減免の要件及び内容

「表1」の第1欄に掲げる手数料等について、減免に係る申請書を提出する 日において同表の第2欄の要件に該当する者が、自己の出願についての出願審 査の請求の手数料又は自己の特許権に係る第1年分から第10年分までの特許 料の減免に係る申請書を提出した場合には、それぞれ同表の第3欄に掲げる措 置を行う(特109条、195条の2、特施令9条、11条1項、12条1項、 2項、手数料令1条の2、1条の3第1項、1条の4第1項、2項)。

なお、減免に係る申請書は、出願審査請求書^{注1}又は特許料納付書の提出と同時に(特許料の免除を受ける者にあっては、特許法第108条第1項に規定する期間内に)提出しなければならない(特施規72条2項、73条2項)。

「表1」

手数料等	要件	措置内容
	ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲	免除
	げる扶助を受けていること	
	イ.市町村民税が課されていないこと	免除
(1) 出願審査の請	ウ.個人所得税が課されていないこと	1/2に軽減
求の手数料	エ. 個人事業税が課されていないこと	1/2に軽減
	オ. 資本金3億円以下で法人税非課税か	1/2に軽減
	つ他の法人による特定支配関係がない	
	法人	
	ア.生活保護法第11条第1項各号に掲	免除
	げる挟助を受けていること	(第1年分から
(2)第1年分から		第3年分ま
第10年分まで 第10年分まで		で)
第10年分まで の特許料		1/2に軽減
		(第4年分から
		第10年分ま
		で)

	イ.市町村民税が課されていないこと	免除
		(第1年分から
		第3年分ま
		で)
		1/2に軽減
(2) 第1年分から		(第4年分から
第10年分まで		第10年分ま
の特許料		で)
	ウ.個人所得税が課されていないこと	1/2に軽減
	エ. 個人事業税が課されていないこと	1/2に軽減
	オ. 資本金3億円以下で法人税非課税か	1/2に軽減
	つ他の法人による特定支配関係がない	
	法人	

2. 申請書に添付する証明書^{注2}

特許庁長官が必要がないと認めるときは、申請書に証明書を添付することを省略させることができる(特施規74条柱書)。

実務上、減免の要件を満たす対象者が、特許法施行規則第72条又は第73条の規定に従って適式に減免に係る申請を行った場合は、証明書の添付の必要がないと認め、これを省略させることができるものとして取り扱う。

証明書を添付する場合においては以下のとおりとする。

(1) 個人の場合

「表2」の要件のいずれかに該当する個人が、申請書に添付する証明書は、同表の右欄に掲げるものである(特施令11条1項、手数料令1条の3第1項、特施規74条1号から4号)。

「表 2」

要件	証 明 書
ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶	生活保護証明書
助を受けていること	(写しも可)
イ. 市町村民税が課せられていないこと	市町村民税非課税証明書
(注1)	(写しも可)
ウ. 所得税が課せられていないこと	所得税非課税証明書
(注2)	(写しも可)
エ. 事業税が課されていないこと	事業税に係る納税証明書
(注3)	(写しも可)

(注1) 所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者(以下「非居住者」という。) については、同法第23条から第35条まで及び第69条の規定に準じて計算した各種所得の合算した金額が150万円以下であること (手数料令1条の2第1号ロ、特施令9条1号ロ、特施規70条1項、2 項)。

- (注2) 非居住者については、所得税法第23条から第35条まで及び第69条の規定に準じて計算した各種所得の合算した金額が250万円以下であること(手数料令1条の2第1号ハ、特施令9条1号ハ、特施規70条1項、3項)。
- (注3) 非居住者については、所得税法第26条及び第27条の規定に準じて 計算した不動産所得及び事業所得を合算した金額が290万円以下である こと(手数料令1条の2第1号ニ、特施令9条1号ニ、特施規70条4項、 5項)。

(2) 法人の場合

「表3」のア.からウ.までのすべての要件を満たす法人が申請書に添付する証明書は、法人の類型により同表の右欄に掲げるものである(特施令11条1項、手数料令1条の3第1項、特施規74条5号)。

「表3」

	要	件 及 び 証 明	書
	ア. 資本金3億円	イ. 法人税が課せら	ウ. 他の法人によ
法人の類型	以下であること	れていないこと	る特定支配関係
	(注1)		がないこと
			(注5)
会社	定款、法人登記事	法人税確定申告書別	法人税確定申告書
株式会社	項証明書又は前事	表第1の写し又は納	別表第2の写し又
特例有限会社	業年度の貸借対照	税証明書(写しも	は株主名簿若しく
合同会社	表	可)	は出資者の名簿
合名会社	(注2)	(注3)	(注4)
合資会社		(注4)	
一般財団法人・	前事業年度の貸借	同 上	不 要
一般社団法人	対照表		
協同組合	定款、法人登記事	同 上	法人税確定申告書
	項証明書又は前事		別表第2の写し又
	業年度の貸借対照		は出資者の名簿
	表(注2)		(注4)
出資を有し	前事業年度の貸借	同 上	不 要
ない協同組	対照表		
合			

(注1)資本金又は出資を有しない法人の場合については、前事業年度末の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額(当該貸借対照表に、当該事業

年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、 当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算し た金額とする。)の60/100に相当する金額が3億円以下であること (手数料令1条の2第2号イ、特施令9条2号イ、特施規71条1項)。

- (注2) 定款については、申請をする時点において申請者が要件を満たす者で あることを証明する最新の内容であること。法人登記事項証明書について は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律 第151号)第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用 して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照す ることができる場合には、添付することを要しない。
- (注3) 更正通知及び修正通知がある場合にはこれらの書面も含む。
- (注4) 法人税確定申告書については、減免申請日に取得できる最新のものと する。
- (注5)「特定支配関係がない」とは、a.及びb.に該当していることを指す (手数料令1条の2第2号ハ、特施令9条2号ハ、特施規71条3項)。
 - a. 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の 株式又は出資金を有していないこと。
 - b. 申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の 株式又は出資金を有していないこと。
- 3. 減免の適用件数の限度

減免の要件を満たす対象者のうち一部の者に対しては、出願審査の請求の手 数料の減免の適用件数に上限が定められている(→07.50)。

(改訂令和46·4)

^{注1} 手続補正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該手続 補正書、誤訳訂正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当 該誤訳訂正書(特施規11条4項、11条の2第2項、27条4項)。

^{注 2} 同時に二以上の減免申請書の提出をする場合において提出すべき証明書の内容が同 一であり他の減免申請書に証明書の添付をするとき、又は既に他の減免申請書に証明 書を添付して提出した場合において証明書に記載した事項に変更がないときは、当該 減免申請書にその旨を記載して、当該証明書の添付を省略することができる(特施規 10条1項、2項)。

O 7. 53

中小事業者を対象とした手数料等の軽減について(特施令10条1号)(特)

1. 軽減の要件と内容

(1)軽減の要件と内容

軽減に係る申請書を提出する日において、次のア.からウ.までのいずれかに該当する中小事業者(以下「中小事業者」という。)が、他の中小事業者以外の法人による特定支配関係がない^{注1}場合には、自己の出願についての出願審査の請求の手数料及び自己の特許権に係る第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される(特109条の2第1項、195条の2の2、特施令10条1号、12条3項、手数料令1条の4第3項)。

なお、軽減に係る申請書は、出願審査請求書^{注2}又は特許料納付書の提出と同時に提出しなければならない(特施規72条2項、73条2項)。

(2) 中小事業者の要件

ア. 個人事業主

それぞれの業種において、従業員数が「表1」の数以下であること。

イ. 会社

それぞれの業種において、従業員数が「表1」の数以下であること又は 資本金若しくは出資の額が「表1」の額以下であること。

ウ. 組合等

以下のいずれかに該当するものであること。

- i) 企業組合
- ii) 協業組合
- iii) 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- iv)農業協同組合及び農業協同組合連合会
- v)漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産 加工業協同組合連合会
- vi) 森林組合及び森林組合連合会
- vii) 商工組合及び商工組合連合会
- viii) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- ix) 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- x) 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接 又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上において、従業員 数が300人以下又は資本金若しくは出資の額が3億円以下に該当す るもの
- xi) 酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接 又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上において、従業員

数が50人(酒類卸売業者については、100人)以下又は資本金若 しくは出資の額が5千万円(酒類卸売業者については、1億円)以下 に該当するもの

xii)特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、従業員数が300人(小売業については、50人、卸売業又はサービス業については、100人)以下に該当するもの

「表1」

業種	従業員数	資本金
大 TE		又は出資の額
イ. 製造業、建設業、運輸業その他の業種	300人	3 億円
(ロ. からト. までに掲げる業種を除く)		
口. 卸売業	100人	1 億円
ハ. サービス業(ヘ. 及びト. に掲げる業種を	100人	5 千万円
除く)		
二. 小売業	50人	5 千万円
ホ. ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイ	900人	3 億円
ヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製		
造業を除く。)		
へ. ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人	3 億円
ト. 旅館業	200人	5 千万円

2. 申請書に添付する証明書注3

特許庁長官が必要がないと認めるときは、申請書に証明書を添付することを 省略させることができる(特施規74条の2柱書)。

実務上、軽減の要件を満たす対象者が、特許法施行規則第72条又は第73条の規定に従って適式に軽減に係る申請を行った場合は、証明書の添付の必要がないと認め、これを省略させることができるものとして取り扱う。

証明書を添付をする場合においては以下のとおりとする。

軽減に係る申請書に添付する証明書は、申請者が個人、会社、組合等の別により、「表2」の右欄に掲げるものである(特施令11条2項、手数料令1条の3第2項、特施規74条の2第1号及び2号)。

「表 2 |

TT: 1/1-	証明書		
要件	個人事業主	会社	組合等
ア. 中小事業者	・常時使用する	・資本の額又は出資	·上記1.
であること	従業員の数を証	の総額を証明する書	(2)ウ.x) か
	する書面	面(定款、法人登記	らxii)に該当
		事項証明書又は貸借	する組合等に
	・主たる事業を	対照表)又は常時使	ついては、資
	確認するための	用する従業員の数を	本の額若しく
	書類(自社パン	証する書面(*1)	は出資の総額
	フレット等)		を証明する書
		・主たる事業を確認	面又は常時使
		するための書類(自	用する従業員
		社パンフレット等)	の数を証する
			書面
イ. 他の中小事	・不要	• 法人税確定申告書	・法人税確定
業者以外の法人		別表第2の写し又は	申告書別表第
による特定支配		株主名簿若しくは出	2の写し又は
関係がない ^{注1} こ		資者名簿(*2)	出資者名簿
ک			(* 2) (*
			3)

- (*1) 法人登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。
- (*2) 特定支配関係を持っている法人がある場合でも、当該法人が中小事業者 である場合には、中小事業者に該当することを証する書面。
- (*3) 出資を有しない組合等の場合は不要。
- 3. 減免の適用件数の限度

上記 1. の減免の要件を満たす対象者に対しては、出願審査の請求の手数料の減免の適用件数に上限が定められている(\rightarrow 07.50)。

(改訂令和46 · 4)

^{注1}「特定支配関係がない」とは、a.及びb.に該当していることを指す(手数料令1 条の2第2号ハ、特施令9条2号ハ、特施規71条3項)。

- a. 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。
- b. 申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。
- ^{注2} 手続補正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該手続補正書、誤訳訂正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては 当該誤訳訂正書(特施規11条4項、11条の2第2項、27条4項)。
- ^{注3} 同時に二以上の減免申請書の提出をする場合において提出すべき証明書の内容が同一であり他の減免申請書に証明書の添付をするとき、又は既に他の減免申請書に証明書を添付して提出した場合において証明書に記載した事項に変更がないときは、当該減免申請書にその旨を記載して、当該証明書の添付を省略することができる(特施規10条1項、2項)。

研究開発要件を満たす中小事業者を対象とした手数料等の軽減について(特施令10 条2号)(特)

1. 軽減の要件と内容

(1)軽減の要件と内容

軽減に係る申請書を提出する日において、次の研究開発要件を満たす中小事業者^{注1}は、自己の出願についての出願審査の請求の手数料及び自己の特許権に係る第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される(特109条の2第1項、195条の2の2、特施令10条2号、12条3項、手数料令1条の4第3項)。

なお、軽減に係る申請書は、出願審査請求書^{注2}又は特許料納付書の提出 と同時に提出しなければならない(特施規72条2項、73条2項)。

(2)研究開発要件

- ア. 個人事業主(以下のa. 、c. 及びd. までのいずれかを満たすこと)
- イ. 会社(以下のb. からd. までのいずれかを満たすこと)
- ウ. 組合等(以下のb. からd. までのいずれかを満たすこと)
 - a.申請書提出日の属する年の前年1年間(申請書提出日の属する月が1月~3月の場合は、前々年)における試験研究費及び開発費の合計額が、事業所得に係る総収入金額の3%を超えること。ただし、申請書提出日において事業を開始した日以後27月を経過せず、試験研究費等比率を算定できない場合は、常勤の研究者の数が2人以上であり、当該研究者の数が、事業主及び従業員の数の合計の1/10以上であること。
 - b. 申請書提出日の属する事業年度の前事業年度(申請書提出日が前事業年度経過後2月以内の場合は、前々事業年度)における試験研究費及び開発費の合計が、総収入金額から固定資産又は有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額の3%を超えること。ただし、申請書提出日において設立の日以後26月を経過せず、試験研究費等比率を算定できない場合は、常勤の研究者の数が2人以上であり、当該研究者の数が、常勤の役員及び従業員の数の合計の1/10以上であること。
 - c. その特許発明又は発明が科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第2条第16項に規定する指定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの(当該事業の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。)であって、当該指定補助金等を交付された者であること。
 - d. その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第15条第2項に規定 する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業の成果に

係るもの(当該承認経営革新計画の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。)又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであって、当該経営革新のための事業を行う者であること。

2. 申請書に添付する証明書^{注3}

特許庁長官が必要がないと認めるときは、申請書に証明書を添付することを 省略させることができる(特施規74条の2柱書)。

実務上、軽減の要件を満たす対象者が、特許法施行規則第72条又は第73条の規定に従って適式に軽減に係る申請を行った場合は、証明書の添付の必要がないと認め、これを省略させることができるものとして取り扱う。

証明書を添付する場合においては以下のとおりとする。

軽減に係る申請書に添付する証明書は、申請者が個人事業主、会社、組合等の別によりそれぞれ中小事業者要件及び研究開発要件を満たすことを証明する書面として、以下に掲げるものである(特施令11条2項、手数料令1条の3第2項、特施規74条の2第3号から9号)。

(1)個人事業主

ア. 中小事業者注1であること

常時使用する従業員の数を証する書面及び主たる事業を確認するための書類(自社のパンフレット等) $(\rightarrow 0.7.53$ 「表2」ア.」)

- イ. 研究開発要件を満たすこと(以下のa. からd. までのいずれかの書面)
 - a. 前年(又は前々年) 1年間の財務諸表等、試験研究費等比率を確認で きる書類(税理士・公認会計士による証明書でも可)
 - b. 事業開始日を証明する書面(事業開始届等)並びに常勤の研究者数及 び従業員数を確認できる書面(日本国内に住所若しくは居所又は主たる 事務所若しくは営業所の所在地を有しない者における研究者数比率につ いては、特許管理人による証明書によるものとする。)
 - c. 交付された指定補助金等により事業を行う者であることを証明する書面(補助事業計画書の写し及び補助金交付決定通知書の写し)及びその申請に係る特許発明又は発明が指定補助金等を交付された事業の成果に係るものであることを証明する書面
 - d. 経営革新計画の承認に基づく事業を行う者であることを証明する書面 (「経営革新計画」の写し及び承認書の写し)及びその申請に係る特許 発明又は発明が承認事業の成果に係るもの又はその成果を実施するため に必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したもので あることを証明する書面

(2) 会社

ア. 中小事業者注1であること

資本の額若しくは出資の総額を証明する書面(定款、法人登記事項証明書^{注4}又は賃貸借対照表)又は常時使用する従業員の数を証する書面及び主たる事業を確認できる書類(自社パンフレット等)(→07.53

「「表2|ア.|)

- イ. 研究開発要件を満たすこと(以下のa. からd. までのいずれかの書面)
 - a. 前事業年度(又は前々事業年度)の財務諸表等、試験研究費等比率を確認できる書類
 - b. 設立年月日を証明する書面(法人登記事項証明書等^{注4})並びに常勤の研究者数、常勤の役員数及び従業員数を確認できる書面(日本国内に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは営業所の有しない者における従業員数比率については、特許管理人による証明書によるものとする。)
 - c. 交付された指定補助金等により事業を行う者であることを証明する書面(補助事業計画書の写し及び補助金交付決定通知書又は委託契約書の写し)及びその申請に係る特許発明又は発明が指定補助金等を交付された事業の成果に係るものであることを証明する書面
 - d. 経営革新計画の承認に基づく事業を行う者であることを証明する書面 (「経営革新計画」の写し及び承認書の写し)及びその申請に係る特許 発明又は発明が承認事業の成果に係るもの又はその成果を実施するため に必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したもので あることを証明する書面

(3)組合等

ア. 中小事業者注1であること

特許法施行令第10条第1号チからタまでのいずれかに該当する組合等は、中小事業者^{注1}に該当する者であるため、当該証明書は不要。

同号レ及びソに該当する組合等^{注 5}は、資本の額若しくは出資の総額を証明する書面又は常時使用する従業員の数を証する書面 (→ 0 7. 5 3 「「表 2 」ア. 」)

- イ. 研究開発要件を満たすこと(以下の a. から d. までのいずれかの書面)
 - a. 前事業年度 (又は前々事業年度) の財務諸表等、試験研究費等比率を 確認できる書類
 - b. 設立年月日を証明する書面(法人登記事項証明書等^{注4})並びに常勤の研究者数、常勤の役員数及び従業員数を確認できる書面(日本国内に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは営業所の有しない者における従業員数比率については、特許管理人による証明書によるものとする。)
 - c. 交付された指定補助金等により事業を行う者であることを証明する書面(補助事業計画書の写し及び補助金交付決定通知書又は委託契約書の写し)及びその申請に係る特許発明又は発明が指定補助金等を交付された事業の成果に係るものであることを証明する書面
 - d. 経営革新計画の承認に基づく事業を行う者であることを証明する書面 (「経営革新計画」の写し及び承認書の写し)及びその申請に係る特許 発明又は発明が承認事業の成果に係るもの又はその成果を実施するため

方式審査便覧 07.54

に必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したもので あることを証明する書面

3. 減免の適用件数の限度

上記 1. の減免の要件を満たす対象者に対しては、出願審査の請求の手数料の減免の適用件数に上限が定められている(\rightarrow 07.50)。

(改訂令和46·104)

^{注1} 中小事業者とは、申請書を提出する日において特許法施行令第10条第1号のいずれかに該当する者をいう($\rightarrow 0$ 7.53「1.(2)」)。

^{注2} 手続補正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該手続補正書、誤訳訂正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該誤訳訂正書(特施規11条4項、11条の2第2項、27条4項)。

^{注3} 同時に二以上の減免申請書の提出をする場合において提出すべき証明書の内容が同一であり他の減免申請書に証明書の添付をするとき、又は既に他の減免申請書に証明書を添付して提出した場合において証明書に記載した事項に変更がないときは、当該減免申請書にその旨を記載して、当該証明書の添付を省略することができる(特施規10条1項、2項)。

^{注4} 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号) 第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により 確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付する ことを要しない。

^{注 5} 特許法施行令第 1 0 条第 1 号レ及びソに該当する組合等とは、従業員数又資本金 (出資額)の要件を満たす、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組 合、酒販組合連合会、酒販組合中央会及び特定非営利活動法人を指す (→ 0 7 . 5 3 「 1 . (2) ウ. x)」、「xi)」及び「xii)」)。

不適法な出願書類等に係る手続の却下の取扱い

不適法な手続であって、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする(特18条の2第1項*1)。

また、却下しようとするときは、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない(特18条の2第2項 *1)。

不適法な出願書類等に係る手続の却下については、次のとおり取り扱う。なお、この取扱いに当たっては、下記事項に充分留意するものとする。

- (1)基準の運用に当たっては、当該出願書類等を総合的に検討し客観的に 手続者の合理的意思を判断するよう努めるものとする。
- (2) 形式的には以下に掲げる却下事項に該当する場合であっても、個別具体的な事例においては、必要に応じた取扱いを行うことにより、関係法令の適正かつ妥当な運用を図るものとする。

1. 出願手続の却下

願書及びその添付書類が、次に掲げる事項に該当する場合には、特許法第18条の2第1項**1の規定により却下するものとする(特許法第38条の2第1項各号に該当するときは、同条第2項の規定により補完をすることができる旨を通知し、規定する期間内にその補完をしないときは、同条第8項の規定により却下するものとする。また、商標法第5条の2第1項各号に該当するときは、同条第2項の規定により補完をすべきことを命じ、指定された期間内にその補完をしないときは、同条第5項の規定により却下するものとする。)。

(共通事項)

- (1) いずれの種類の出願であるか不明な出願をしたとき。
- (2)日本語で書かれていない書面をもって出願をしたとき(特許法施行規則等で認められる願書様式、特許法第36条の2第1項に規定する外国語書面及び外国語要約書面を除く。)。(特施規2条1項^{※2})
- (3) 在外者(在外者と日本国内に住所又は居所を有する者が共同して出願を したときを含む。)が日本国内に住所又は居所を有する代理人によらないで 出願(特許出願(分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく特許出願 を除く。)を除く。)をしたとき。(特8条1項*3、特施令1条1号*4、2号)
- (4)原出願の出願人以外の者が、分割出願、変更出願若しくは補正却下後の 新出願をしたとき、又は基礎とされた実用新案登録の実用新案権者以外の 者が実用新案登録に基づく特許出願をしたとき(代理権が確認できる代理

人又はもとの出願の代理人による手続であって、出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。)。 $*^5$

- (5)分割出願、変更出願若しくは補正却下後の新出願において、原出願が共同出願の場合で、原出願の出願人全員で行っていないとき、又は実用新案登録に基づく特許出願において、基礎とされた実用新案権が共有に係る場合で、共有者全員で行っていないとき(代理権が確認できる代理人又はもとの出願の代理人による手続であって、出願書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。)。 **55
- (6) 出願をすることができる時又は期間が特許法、実用新案法、意匠法又は商標法により定められている場合において、その時又は期間外に出願をしたとき^{※6} (特許出願の分割においては特許法第44条第7項^{※7}の規定が適用される場合、実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更においては同法第46条第5項の規定が適用される場合、実用新案登録に基づく特許出願においては同法第46条の2第3項の規定が適用される場合、特許権の存続期間の延長登録出願においては同法67条の2第3項括弧書之又は特許法施行令第3条ただし書(改正前特許法施行令第3条ただし書^{注1})の規定が適用される場合及び防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願においては商標法第65条の3第3項の規定が適用される場合を除く。)。

(特許出願)

- (7) 先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願(以下「先願参照出願」という。)をしようとする者が先の特許出願の出願時の特許出願人、出願後の承継人又は出願前の権利者でないとき。(特38条の3第1項)
- (8) 先願参照出願をしようとする旨を願書に記載して特許出願をする者が先の特許出願をした国若しくは国際機関の名称、先の特許出願の出願日又は出願番号を願書に記載して提出しないとき。(特38条の3第2項、特施規27条の10第1項)
- (9) 先願参照出願をした者が、特許出願の日から4月以内に、当該特許出願 に係る願書に添付して提出すべき明細書及び必要な図面並びに先の特許出 願の認証謄本等又は先の特許出願の認証謄本等が外国語で記載されている 場合は日本語による翻訳文を提出しないとき。(特38条の3第3項、特施 規27条の10第3項、4項)

(実用新案登録に基づく特許出願)

- (10) 実用新案権の設定の登録がなされていない実用新案登録出願又は実用 新案権が消滅した実用新案登録を基礎として実用新案登録に基づく特許出 願をしたとき。(特46条の2第1項)
- (11) 実用新案登録に基づく特許出願の際に、実用新案権の放棄による登録 の抹消の申請がなされていない又は当該申請が却下になった実用新案登録 を基礎として実用新案登録に基づく特許出願をしたとき。ただし、この場

合において、当該出願に対する却下の処分を行おうとする際に、実用新案権の放棄による登録の抹消の申請がなされているときは、却下の処分は行わない。(特46条の2第1項)

(特許権の存続期間の延長登録出願)

- (12) 特許番号が記載されていない願書をもって特許権の存続期間の延長登録出願をしたとき (願書に添付された書面全体から特定できるときを除く。)。(特67条の2第1項2号、特67条の5第1項2号(改正前特67条の2第1項2号注1))
- (13) 特許法第67条第4項(改正前特許法第67条第2項^{注1})の政令で定める処分の内容が記載されていない願書(延長の理由を記載した資料が添付されているときを除く。)をもって特許権の存続期間の延長登録出願をしたとき。(特67条の5第1項4号(改正前特67条の2第1項4号^{注1}))
- (14)特許法第67条第4項(改正前特許法第67条第2項^{注1})の政令で定める処分(特施令2条)に該当しない処分が記載された願書(願書に添付された書面全体から出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。)をもって特許権の存続期間の延長登録出願をしたとき。(特67条の5第1項4号(改正前特67条の2第1項4号^{注1}))

(実用新案登録出願)

- (15) 明細書及び実用新案登録請求の範囲を添付しないで実用新案登録出願をしたとき。(実5条2項)
- (16)経済安全保障推進法第70条第1項の規定により通知を受けた指定特 許出願人が、同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は保全指 定の期間の満了の通知を受ける前に、実用新案法第10条第1項に規定す る実用新案登録出願に変更する出願をしたとき。(経済安全保障推進法72 条2項)

(意匠登録出願)

- (1<u>6</u>7)図面を添付しないで意匠登録出願をしたとき (意匠法第6条第2項により図面に代えて写真、ひな形又は見本を提出するときを除く。)。(意6条1項、2項)
- (1<u>78</u>) 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途を記載しない書面をもって意匠登録出願をしたとき(願書に添付された書面全体から特定できるときを除く。)。(意6条1項3号)
- (19)経済安全保障推進法第70条第1項の規定により通知を受けた指定特 許出願人が、同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は保全指 定の期間の満了の通知を受ける前に、意匠法第13条第1項に規定する意 匠登録出願に変更する出願をしたとき。(経済安全保障推進法72条2項)

(商標登録出願)

(18<u>20</u>) 団体商標登録出願において、商標法第7条第1項に規定する「一般社団法人その他の社団(法人格を有しないもの及び会社を除く。)若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有し

ないものを除く。)又はこれらに相当する外国の法人」以外の者が出願をしたとき (願書に添付された書面全体から出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。)。(商7条1項)

(1921) 地域団体商標登録出願において、商標法第7条の2第1項に規定する「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。)、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人」(→01.63)以外の者(個人、会社等)が出願をしたとき(願書に添付された書面全体から出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。)。(商7条の2第1項)

(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願) (→35.60)

- (2<u>0-2</u>) 防護標章登録の登録番号を記載しないで防護標章登録に基づく権利 の存続期間の更新登録出願をしたとき (願書に添付された書面全体から当 該登録番号が特定できるときを除く。)。(商65条の3第1項2号)
- 2. 願書以外の出願書類の却下

願書以外の出願書類が、次に掲げる事項に該当する場合には、特許法第18条の2第1項^{**1}の規定により却下するものとする。

- (1)提出の趣旨の不明な書類その他の物件をもって手続をしたとき。
- (2)代表者選定の届出がされている場合において、代表者以外の者が手続を したとき(手続の効果が本人にのみ及ぶ手続を除く。)。
- (3)出願人^{注22}以外の者が手続をしたとき(代理権が確認できる代理人による 手続であって、手続書面作成時に誤記したことが明らかな場合又は他人に よる出願審査請求等を除く。)。
- (4) 査定謄本の送達後又は出願却下*****の処分の謄本の送達後に、意見書、 物件提出書、又は特徴記載書を提出したとき。
- (5)特許法第18条の2第1項**¹の規定により却下された出願について手続をしたとき、出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下された後に手続をしたとき、又は出願について拒絶査定が確定(審決の確定による場合を含む。)し、若しくは設定の登録がされた後に手続をしたとき(設定の登録にした代理人選任等の届出、包括委任状の援用の制限の届出、情報の提供、受託番号の変更の届出、実用新案技術評価の請求及び秘密意匠期間の変更の請求を除く。)。
- (6) 手続却下[※]⁸⁻²又は出願却下[※]⁹⁻²の処分の謄本送達後(同日含む)に当該手 続又は出願に対し手続補正書等を提出したとき(弁明等により手続却下の 謄本の送達前の提出であることを証明した場合を除く。)。(→43.21)
- (7) 外国語書面出願又は外国語特許出願のいずれでもない出願(外国語書面出願又は外国語特許出願をもとにした日本語による分割出願を含む。)に誤

訳訂正書を提出したとき。(特36条の2、17条の2第2項、184条の4、184条の12第2項)

- (8) 一の手続をもって足りる手続(外国語書面出願の翻訳文(特36条の2 第2項)、明細書等提出書(特38条の3第3項、特施規27条の10第5 項)、出願審査請求書(特48条の3)等)が重ねて行われたとき。
- (9) 法定期間若しくは指定期間につき延長を請求した場合において、その期間の延長が法律上許されないものであるとき、又はその期間(特許法第5条第3項 *10 の規定により期間の延長を請求することができる場合(\rightarrow 04.10)は、延長を請求することができる期間)満了後に延長を請求したとき。(特4条 *11 、5条 *10 、意17条の4 *12)
- (10)特許法第38条の2第3項又は第9項の規定により特許出願について 補完をする場合において、同条第4項に規定する手続補完書を特許法施行 規則第27条の7又は同規則第27条の9に規定する期間経過後に提出し たとき。
- (11) 特許法第38条の2第4項に規定する手続補完書により同法第36条 第2項の必要な図面のみが提出されたとき。
- (12) 先願参照出願をした者が、当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき明細書及び必要な図面並びに先の特許出願の認証謄本等及び先の特許出願の認証謄本等が外国語で記載されている場合にあってはその日本語による翻訳文のいずれかを特許法施行規則第27条の10第3項に規定する期間経過後に提出したとき。
- (13) 先願参照出願をした者が、特許法第38条の3第3項に規定する明細書等提出書で当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき必要な図面のみを提出したとき。
- (14) 特許法第38条の4第2項又は第9項の規定により明細書又は図面の一部の欠落を補完するために、特許法第38条の4第3項に規定する明細書等補完書を特許法施行規則第27条の11第1項又は第12項に規定する期間経過後に提出したとき。
- (15) 明細書又は図面の一部の欠落を補完するための手続において、特許法施行規則第27条の11第7項に規定する優先権主張基礎出願の写し又は同項に規定する優先権主張基礎出願の日本語による翻訳文を、同項に規定する期間経過後に提出したとき。
- (16)明細書又は図面の一部の欠落を補完するための手続において、特許法施行規則第27条の11第4項に規定する意見書を同項に規定する期間経過後に提出したとき。
- (17)明細書又は図面の一部の欠落を補完するための手続において、特許法施行規則第27条の11第10項に規定する期間経過後に特許法第38条の4第7項の規定による明細書等補完書の取下げをしたとき。
- (18)発明の新規性の喪失の例外規定の適用を受けるための手続において、 特許法第30条第3項**¹³(意4条3項)に規定する証明書を同項に規定す

る期間経過後に提出したとき (特許法第30条第4項*¹³(意4条4項)の 規定が適用された場合を除く。)。

- (19) 外国語書面出願において、特許法第36条の2第2項に規定する翻訳 文を同項に規定する期間経過後に提出したとき(特許法第36条の2第4 項又は第6項の規定が適用され、同条第7項の規定により同条第2項に規 定する期間が満了する時に提出されたものとみなす場合を除く。)。
- (20) 特許出願等に基づく優先権主張の手続において、特許法第41条第1項柱書き、同項第1号から第5号まで若しくは同条第4項に規定する要件を満たしていないとき。(\rightarrow 28.12)(\rightarrow 28.41)
- (21) パリ条約による優先権主張の手続において、特許法第43条第1項 *14 に規定する要件を満たしていないとき。($\rightarrow 28.11$)($\rightarrow 28.12$)
- (22) パリ条約による優先権主張の手続において、特許法第43条第2項^{**14} に規定する優先権証明書類等を同項に規定する期間経過後に提出したとき (特許法第43条第7項又は第8項^{**14}の規定が適用された場合を除く。)。
- (23)分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願において、原 出願で主張していない優先権の主張をしたとき(特許から実用新案への変 更出願、実用新案から特許への変更出願又は実用新案登録に基づく特許出 願に対し、原出願の日から1月以内に優先権主張書を提出した場合を除 く。)。
- (24) 出願審査の請求において、特許法第48条の3第1項及び第2項に規定する期間経過後に出願審査請求書を提出したとき(特許法第48条の3第5項が適用され、同条第6項の規定により同条第1項及び第7項で準用する第2項に規定する期間が満了する時に提出されたものとみなす場合を除く。)。
- (25)特許権の存続期間の延長登録において、特許法第67条の6第1項(改正前特許法第67条の2の2第1項^{注1})の規定による書面を同項に規定する期間経過後に提出したとき(特許法第67条の6第4項(改正前特許法第67条の2の2第4項^{注1})の規定が適用された場合を除く。)。
- (26)特許権の設定の登録を受けるための特許料の納付において、特許法施 行規則第69条第1項(意施規18条1項、商施規18条1項)の規定に よる特許料納付書を特許法第108条第1項(意43条1項、商41条1 項、41条の2第1項、65条の8第1項、2項)に規定する期間経過後 に提出したとき(特許法第108条4項(意43条4項、商41条3項、 4項、41条の2第3項、4項、65条の8第4項、5項)の規定が適用 された場合を除く。)。
- (27) 既納の特許料の返還において、特許法施行規則第7<u>5</u>6条(実施規2 1条の2、意施規18条の2、商施規18条の3)に規定する既納特許料 返還請求書を特許法第111条第2項^{*15}(実34条2項、商42条2項、 65条の10第2項)に規定する期間経過後に請求したとき(特許法第1 11条第3項^{*15}(実34条3項、商42条3項、65条の10第3項)の

規定が適用された場合を除く。)。

- (28) 外国語特許出願(外国語実用新案登録出願)において、特許法第18 4条の4第1項(実48条の4第1項)に規定する明細書の翻訳文並びに 同法第184条の4第1項及び第2項(実48条の4第1項及び2項)に 規定する請求の範囲の翻訳文を国内書面提出期間(国内書面提出期間の満 了前2月から満了の日までに国内書面の提出があった場合は、翻訳文提出 特例期間。以下同じ。)経過後に提出したとき(特許法第184条の4第4 項(実48条の4第4項)の規定が適用され、同法第184条の4第5項 (実48条の4第5項)の規定により国内書面提出期間が満了する時に提 出されたものとみなす場合を除く。)。
- (29) 出願審査の請求の手数料(以下、「出願審査請求手数料」という。)又は過誤納の手数料の返還について、特許法施行規則第767条に規定する出願審査請求手数料返還請求書、同規則第778条(実施規21条の3、意施規18条の4、商施規18条の4)に規定する既納手数料返還請求書を特許法第195条第10項及び第12項^{※16} (実54条の2第11項、意67条8項、商76条8項)に規定する期間経過後に請求したとき(特許法195条第13項^{※16}(実54条の2第12項、意67条9項、商76条9項)の規定が適用された場合を除く。)。
- (30) 実用新案登録について、実用新案法施行規則第10条第2項に規定する実用新案法第14条の2第1項の訂正に係る訂正書を同法第14条の2 第1項第1号又は第2号に規定する期間経過後に提出したとき(実用新案 法第14条の2第5項、同条第6項の規定が適用された場合を除く。)。
- (31) 個別指定手数料の返還において、意匠法施行規則第18条の5に規定する個別指定手数料返還請求書を意匠法第60条の22第2項に規定する期間経過後に提出したとき(意匠法第60条の22第3項の規定が適用された場合を除く。)。
- (32) 商標出願時の特例規定の適用を受けるための手続において、商標法施 行規則第6条の2で規定する出願時の特例証明書提出を商標法第9条第2 項で規定する期間経過後に提出したとき(商標法第9条第3項、同条第4 項の規定が適用された場合を除く。)。
- (33) 国際特許出願について発明の新規性の喪失の例外規定の適用を受ける ための手続において、特許法第30条第3項*13に規定する証明書を特許法 施行規則第38条の6の3*17に規定する期間経過後に提出したとき(特許 法施行規則第38条の6の3ただし書きの規定が適用された場合を除く。)。
- (34) 国際特許出願又は特許法第184条の20第1項の申出をする場合に おけるパリ条約による優先権主張の手続において、特許協力条約に基づく 規則17.1(a) に規定する優先権書類として優先権証明書類等を特許法 施行規則第38条の14第1項*18に規定する期間経過後に提出したとき (特許法施行規則第38条の14第1項ただし書きの規定が適用された場 合を除く。)。

- (35) 国際意匠登録出願について新規性の喪失の例外の規定の適用を受ける ための手続において、意匠法第60条の7第1項に規定する書面を意匠法 施行規則第1条の2に規定する期間経過後に提出したとき(証明書につい ては意匠法施行規則第1条の2ただし書きの規定が適用される場合を除 く。)。
- (36) 実用新案法第6条の2の規定による補正を命じた場合において、その 指定した期間の経過後に明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面につい て補正をしたとき。
- (37) 実用新案登録を無効にすべき旨の審決(実用新案法第41条において 準用する特許法第125条ただし書に規定する特許法第123条第1項第 7号(実用新案登録の後に権利享有できない者になったとき(実37条1 項6号)) に基づく無効に該当する場合を除く。) が確定した後に、実用新 案技術評価の請求がなされたとき。(実12条2項)
- (38) 実用新案登録に基づく特許出願がされた後に、その基礎とされた実用新案登録に実用新案技術評価の請求がなされたとき。(実12条3項)
- (39) 意匠法第6条第2項の規定によるひな形又は見本を提出した日が、意 匠登録出願を電子情報処理組織を使用して提出した日と同日でないとき。 (特例施規19条、20条)
- (40) 手続が以下に該当するとき。
 - ア. 手続補正書が次に該当するとき。
 - a. 手続補正書(誤訳訂正書、手続補完書)に補正の内容(訂正の内容、補完の内容)の記載がないとき(補正方法(訂正方法)が「削除」のときを除く。)又は添付すべき書面が添付されていないとき (物件の提出をその内容とする場合に限る。)。
 - b. 外国語書面出願において、翻訳文提出書の提出前に明細書、特許請求の範囲、図面又は要約書に係る補正をしたとき。
 - c. 通常出願をした後、当該出願を分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願にすることを目的とする補正をしたとき。
 - イ. 意見書に意見の内容の記載がないとき。
 - ウ. 翻訳文提出書に翻訳文が添付されていないとき。
 - エ. 物件の提出を目的とする手続(優先権証明書提出書等)に物件が添付されていないとき。
 - オ. 代表者選定届に何人が代表者となったかの記載がないとき (手続書面 全体から特定することができるときを除く。)。
 - カ. 出願人名義変更届が、以下に該当するとき(手続書面全体から特定することができるときを除く。)。
 - a. 出願人名義変更届に承継人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも 記載がないとき。
 - b. 特許を受ける権利の帰属について訴訟が係属中であることを特許庁 が知り得た後になされた手続であって、当該手続に係る者(出願人名

義変更届の譲渡人、出願取下書の出願人等)が判決又はこれと同一の 効力を有する和解調書等により正当な出願人(正当に特許を受ける権 利を承継している者)でないことが判明したとき。

- c. 団体商標登録出願に提出された出願人名義変更届の承継人が、商標法第7条第1項に規定する「一般社団法人その他の社団(法人格を有しないもの及び会社を除く。)若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除く。)又はこれらに相当する外国の法人」以外の者であるとき。
- d. 地域団体商標登録出願に提出された出願人名義変更届の承継人が、商標法第7条の2第1項に規定する「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。)、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人」(→01.63)以外の者(個人、会社等)であるとき。
- キ. 代理人受任の届出書に受任した代理人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき (手続書面全体から特定することができるときを除く。)。
- ク. 代理人選任 (代理人変更、代理権変更、代理権消滅) の届出書に選任 した代理人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき (手 続書面全体から特定することができるときを除く。)。
- ケ. 包括委任状援用制限届に援用を制限した代理人の記載がないとき。
- コ.特徴記載書に意匠の特徴の記載がないとき。
- サ. 手続補足書に補足の内容の記載がないとき、又は添付すべき書面が添付されていないとき (物件の提出をその内容とする場合に限る)。
- シ. 受託番号変更届に新受託番号の記載がなく、添付すべき新受託番号を 証明する書面が添付されていないとき。
- ス. 特許法第67条の6第1項(改正前特許法第67条の2の2第1項^{注1}) の書面に、特許番号又は特許法第67条第4項(改正前特許法第67条第2項^{注1}) の政令で定める処分の記載がないとき。
- (41) 手数料の補正のみをする手続補正書が、次に該当するとき。
 - ア. 予納を利用する場合
 - a. 予納台帳番号が記載されていないとき。
 - b. 手続をする者(代理人があるときはその代理人)が手続補正書に記載した予納台帳番号の予納台帳の予納者(特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。)でないとき。
 - c. 予納台帳の残高が不足することにより、予納額から手数料の納付に

充てることが全くできないとき。

- イ. 特許印紙により納付する場合 特許印紙を全く貼付しないで手続をしたとき。
- ウ. 現金 (電子現金) により納付する場合 納付の事実が存在しない又は使用済み若しくは返還済みのとき。
- エ. 口座振替により納付する場合
 - a. 書面による手続補正書において口座振替による納付の申出をしたと き。
 - b. 手続をする者(代理人によるときはその代理人)が手続補正書に記載した振替番号を付与された者(特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。)でないとき。
 - c. 預金口座又は貯金口座の残高の不足等により、手数料の振替ができないとき。
- オ. 指定立替納付者により納付する場合
 - a. 書面による手続補正書において指定立替納付者による納付の申出 をしたとき(当該申出を特許庁の窓口において手続に係る書面を提 出することにより行う場合を除く。)。
 - b. クレジットカードの有効期限が切れている等の事情により、手数 料が納付されていないとき。
- (42) 意匠登録出願と同時でない又は設定登録料納付と同時でないときに意 匠を秘密にすることの請求をしたとき。(意14条)
- (43) 共同で行わなければならない手続において、出願人全員で行っていないとき (代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。)。(特14条^{*3})
- (44) 出願公開の請求をする場合において、次に該当するとき。
 - ア. 出願公開請求書の提出以前に、出願公開されているとき。(特 6 4 条の 2 第 1 項 1 号)
 - イ. パリ条約による優先権等の主張を伴う出願でその優先権証明書類等が 提出されていないとき。(特64条の2第1項2号)
 - ウ. 外国語書面出願で外国語書面の翻訳文が提出されていないとき。(特 6 4 条の 2 第 1 項 3 号)

ただし、却下の処分を行おうとする際に、上記イ.の場合においては優 先権証明書類等、上記ウ.の場合においては外国語書面の翻訳文が提出さ れているときは、却下の処分は行わない。

- (45) 出願審査請求手数料の返還請求をする場合において、次に該当するとき。
 - ア. 出願が放棄され又は取り下げられた日から6月を経過した後に返還請求をしたとき。(特195条10項)
 - イ. 出願審査請求手数料の納付に係る手続をした者以外の者が返還請求を したとき (代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作

成時に誤記したことが明らかな場合を除く。)。(特195条9項)

- ウ. 出願審査請求手数料を完納していない事件について返還請求をしたと き。
- エ.審査の通知等に係る書類の到達後に出願の放棄又は取り下げがなされた事件について返還請求をしたとき。(特195条9項1号から4号まで)(46)回復理由書が次に該当するとき。
 - ア. 救済手続期間 ** 3-3 外に提出されたとき。(特施規25条の7第6項、27条の4の2第4項 ** 19、31条の2第5項、38条の2第3項 ** 20、38条の6の2第4項 ** 17、38条の14第3項 ** 21、69条の2第2項、実施規21条の4第1項、意施規18条の6第1項、商施規2条10項、10条4項、18条の2第2項、20条3項)
 - イ. 回復の理由の記載がされていないとき。
 - ウ. 所定の期間内に手続をしなかったことが故意によるものであると認められるとき。(特36条の2第6項、41条1項1号括弧書、43条の2第1項^{*22}、48条の3第5項^{*23}、112条の2第1項、184条の4第4項、184条の11第6項^{*24}、実8条1項1号括弧書、33条の2第1項、48条の4第4項、意44条の2第1項、商21条1項、41条の3第1項^{*25}、65条の3第3項、商附則3条3項^{*26})
 - 工. 回復対象となる手続が提出されないとき。
 - オ. 回復対象となる手続をすることができる者以外の者が手続をしたとき。
- (47) 出願審査請求手数料又は特許料の軽減又は免除を受けようとする場合 (平成31年4月1日以降に出願審査の請求をした特許出願に限る。)において、審査請求料減免申請書又は特許料減免申請書が、出願審査請求書(特許法施行規則第11条第4項(同規則第11条の2第2項において準用する場合を含む。)の補正に係る手続補正書を提出する場合にあっては当該手続補正書。)又は特許料納付書の提出と同時に(特許料の免除を受ける者にあっては、特許法第108条第1項に規定する期間内(同条第4項の規定が適用された場合を除く。))に提出されていないとき。(特施規72条2項、73条2項)
- (48)出願審査請求手数料の減免の適用件数の制限を受ける者 (→07.50)が件数の限度を超えた審査請求料減免申請書を提出したとき。
- (4<u>8</u>9)複数意匠一括出願手続が終了(意施規2条の2第11項)した後に、 複数意匠一括出願手続の番号が記載された手続書面を提出したとき。
- (50)経済安全保障推進法第70条第1項の規定により通知を受けた指定特 許出願人が、同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は保全指 定の期間の満了の通知を受ける前に、出願放棄書又は出願取下書を提出し たとき。(経済安全保障推進法72条1項)
- (4951) 1. 出願手続の却下の(2)、(3)及び(6)は、願書以外の出願書類に準用する。ただし、1. (3) について、以下の場合には適用しない。

- ア. 在外者である国際特許出願人が国内処理基準時までに手続をする場合 (特184条の11第1項**²⁷)
- イ. 特許管理人を有する在外者が日本に滞在している場合 (特施令1条1 号)
- ウ. 先願参照出願をした者が、先の特許出願の認証謄本等を提出する場合 (特施令1条2号、特施規4条の4)
- エ. 明細書又は図面の欠落を補完するための手続において優先権主張基礎 出願の写しを提出する場合(特施令1条2号、特施規4条の4)
- オ. 特許出願(分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく特許出願を除く。)と同時に提出することができる書面を出願と同時に提出する場合 (願書に必要事項を記載してその提出を省略する場合を含む。)
- カ. 特許出願における手続において却下の処分を行おうとする際に特許管 理人選任の届出がされている場合

(改訂令和 6·15)

**1 特18条の2第1項、第2項:実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、 商附則27条2項(商附則23条において準用)、特例法41条2項、現金手続省令 8条において準用

^{**2} 特施規2条1項:実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において進用

^{**3} 特 8 条 1 項、 1 4 条: 実 2 条の 5 第 2 項、意 6 8 条 2 項、商 7 7 条 2 項、商附則 2 7 条 2 項(商附則 2 3 条において準用)、特例法 4 1 条 2 項、国際出願法 1 9 条 1 項において準用

^{**+1} 特施令1条1号: 実施令4条1項、意施令2条1項、商施令7条1項において準用 **-5 特44条1項(実11条1項において準用)、特46条1項、2項、特46条の2 第1項、実10条1項、2項、意10条の2第1項、13条1項、2項、17条の3 第1項(商17条の2第1項(商68条2項において準用)において準用)、商10 条1項、11条1項、2項、3項、12条1項、65条1項、68条1項、平成10 年改正前意10条の2第1項、11条1項、12条1項、2項、13条1項、2項、 17条の3第1項

^{**} $\frac{66}{1}$ —特 $\frac{4}{1}$ 4 条 $\frac{1}{1}$ 項 (実 $\frac{1}{1}$ 1 条 $\frac{1}{1}$ 項において準用)、特 $\frac{4}{1}$ 4 条 $\frac{5}{1}$ 項、6 項、4 6 条 $\frac{1}{1}$ 項 から $\frac{3}{1}$ 項まで、4 6 条 $\frac{0}{1}$ 2 第 $\frac{1}{1}$ 項、6 $\frac{1}{1}$ 7 条 $\frac{0}{1}$ 2 項(改正前 6 $\frac{1}{1}$ 8 $\frac{0}{1}$ 9 $\frac{1}{1}$ 2 項(改正前 6 $\frac{1}{1}$ 8 $\frac{1}{1}$ 9 $\frac{1}{1}$ 9 $\frac{1}{1}$ 1 3 条 $\frac{1}{1}$ 9 $\frac{1}{1}$ 9

^{**&}lt;del>-1-特44条7項:実11条1項において準用

進一令和2年3月9日までの出願については、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の 整備に関する法律(平成28年法律第108号)附則第2条の経過措置の規定により、

改正前の法令が適用される。

- ^{注 2-2} 特許法第67条の6第1項〔改正前特許法第67条の2の2第1項^{注 1}〕の規定による書面の場合は、特許権者とする。
- ※ 8-2 特18条1項(意68条2項、商77条2項、商附則27条2項(商附則23条において準用)、特例法41条2項、現金手続省令8条において準用)、実2条の3
- ** 9-2 特18条2項、184条の5第3項(実48条の5第3項において準用)
- **¹⁰-特5条:実2条の5第1項、意68条1項、商77条1項、商附則27条1項(商 附則23条において準用)において準用
- ※11-特4条:実14条の2第5項、39条の2第4項、45条2項、54条の2第5項、意68条1項、商77条1項、商附則27条1項(商附則23条において準用)において準用
- *12 意 1 7 条の 4 : 商 1 7 条の 2 第 2 項において準用
- ※13—特30条3項、4項:実11条1項において準用
- ※14 特43条1項、2項、7項、8項:特43条の2第2項(特43条の3第3項(実 11条1項、意15条1項において準用)において準用)、特43条の3第3項(実1 1条1項、意15条1項において準用)、実11条1項、意15条1項、60条の10 第2項、商13条1項(商68条1項において準用)において準用
- **15--特111条2項、3項:意45条において準用
- **¹⁶—特195条11項、12項、13項:国際出願法18条3項、国際出願法施規8 2条2項において準用
- **¹⁷--特施規38条の6の2第4項、38条の6の3:実施規23条4項において準用
 **¹⁸--特施規38条の14第1項:実施規23条7項において準用
- ^{注33}手続をすることができるようになった日から2月以内で所定の期間の経過後1年 (商標に関しては6月)以内(特36条の2第6項、48条の3第5項、112条の 2第1項、184条の4第4項、実33条の2第1項、48条の4第4項、意44条 の2第1項、商21条第1項、65条の3第3項、商附則3条3項(商附則23条に おいて進用))。
- **19 特施規27条の4の2第4項:特施規27条の4の2第9項、実施規23条第2項 において準用
- ※20—特施規38条の2第3項:実施規23条3項において準用
- **²¹--特施規38条の14第3項:特施規38条の14第<u>68</u>項、実施規23条7項に おいて準用
- **²²-特43条の2第1項:特43条の3第3項、実11条1項、意15条1項において 進用
- ※23 特48条の3第5項:同条7項において準用
- **²⁴ 特184条の11第6項:実48条の15第2項において準用
- **²⁵ 商 4 1 条の 3 第 1 項 : 商 4 1 条の 3 第 3 項において準用
- ※26 商附則3条3項:商附則23条において準用
- **27 特 1 8 4 条の 1 1 第 1 項 : 実 4 8 条の 1 5 第 2 項において準用

書類、ひな形及び見本の閲覧等につい て

何人も、特許庁長官に対し、特許、実用新案登録、意匠登録、商標登録又は 防護標章登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類、ひな形、 見本若しくは商標法第5条第4項の物件(以下「書類等」という。)の閲覧若 しくは謄写又は特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿若しくは商標原簿のうち磁 気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付 (以下「閲覧等」という。)を請求することができる^{注1} (特許庁において廃棄 処分とされたものを除く。)。

ただし、以下の 1. から $\frac{7.8}{}$. までに掲げるとおり特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、上記の限りではない。

なお、特許庁長官は、閲覧等の請求を認めるに当たり、執務に支障あるときは、閲覧等の請求者に対し、閲覧等の日時を別に指定することとする。

特許庁長官は、特許法第186条第2項(実用新案法第55条第1項において準用)、意匠法第63条第2項及び商標法第72条第2項に基づき、特許法第186条第1項第1号から第6号まで(実用新案法第55条第1項において準用注2)、意匠法第63条第1項第1号から第7号まで及び商標法第72条第1項第1号から第3号までに掲げる書類について閲覧等の請求を認めるときは、当該書類等の提出者に対し、その旨及びその理由を通知する。

1.公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるものは、当該書類等を提出した者でなければ当該書類等(書類等の一部にその旨の記載又は添付書類がある場合は当該箇所又は当該添付書類。以下 4. において同じ。)の閲覧等を請求することができない。

ただし、「登録商標」についてはこの限りでない。

- 2. 無効審判、商標登録取消審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であって、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密が記載された旨の申出があったもの、又は判定に係る書類であって、当事者から当該当事者の保有する営業秘密が記載された旨の申出があったものは、明らかに秘密を保持する必要がないと認められるものを除き、当事者、参加人又は提出者の同意を得た者でなければ当該書類(書類の一部にその旨の記載又は添付書類がある場合は当該箇所又は当該添付書類)の閲覧等を請求することができない。
- 3. 裁定に係る書類であって、当事者、当事者以外の者であってその特許、実用新案登録若しくは意匠登録に関し登録した権利を有する者又は特許法第84条の2^{*1}の規定により意見を述べた通常実施権者から、これらの者の保有する営業秘密が記載された旨の申出があったものは、明らかに秘密を保持

する必要がないと認められるものを除き、当事者、当事者以外の者であってその特許、実用新案登録若しくは意匠登録に関し登録した権利を有する者又は提出者の同意を得た者でなければ、当該書類(書類の一部にその旨の記載又は添付書類がある場合は当該箇所又は当該添付書類)の閲覧等を請求することができない。

- 4.個人の名誉又は生活の平穏を害するおそれがあるものは、当該書類等の提出者又は提出者の同意を得た者でなければ当該書類等の閲覧等を請求することができない。
- 5.特許、実用新案登録若しくは意匠登録に係る出願書類等又は当該出願の審査に係る書類(以下「出願関係書類等」という。)及び特許若しくは意匠登録に関する拒絶査定不服審判又は意匠登録に関する補正却下決定不服審判に係る書類等(以下「査定系審判等に係る書類等」という。)については、出願人、出願人代理人、審判請求人、審判請求人代理人及び下記 6.の利害関係を証した者でなければ当該書類等の閲覧等を請求することができない。

ただし、出願公開されているもの、設定登録されているもの、協議不成立 意匠出願公報に掲載されたもの、及び秘密にすることを請求した意匠にあっ ては秘密が解除されているものについては、この限りではない。

なお、特許出願等に基づく優先権主張を伴う出願の基礎とされた先の出願又は出願の変更に係る出願のもとの出願に係る出願関係書類等及びこれらの査定系審判等に係る書類等について、特定の者でなければ閲覧等を請求することができない場合であっても、当該特許出願等に基づく優先権主張を伴う出願又は出願の変更に係る出願が、出願公開された場合、設定登録された場合、協議不成立意匠出願公報に掲載された場合、若しくは秘密にすることを請求した意匠にあっては秘密が解除された場合には、何人も当該優先権の主張の基礎とされた先の出願又は出願変更のもとの出願に係る出願関係書類等及びこれらの査定系審判等に係る書類等の閲覧等を請求することができる。

- 6.5.において利害関係を証した者とは、以下に該当することを書面をもって証明した者をいう。
 - (1) 出願関係書類等の場合
 - ア. 閲覧等につき出願人の同意を得た者
 - イ. 拒絶理由通知の理由中に引例された出願について、前記拒絶理由通知を受けた出願の出願人(その者の代理人を含む。)
 - ウ. 出願公開前又は登録前に、出願人からその発明、考案又は意匠の実施について警告等を受けた者
 - (2) 査定系審判等に係る書類等の場合
 - (1) に準ずる。
- 7. 特許法第186条第1項第1号(改正前特許法第186条第1項第1号^注 3)に規定する特許法第67条の5第2項(改正前特許法第67条の2第2項 注3)の資料(延長の理由を記載した資料)については、何人もその閲覧等を

請求することができる。ただし、当該資料に記載された事項のうち、延長登録出願人から当該延長登録出願人の保有する営業秘密が記載された旨の申出^{注4}があった個箇所及び通常実施権に係る情報については、明らかに秘密を保持する必要がないと認められるものを除き、出願人、出願人代理人及び利害関係を証した者でなければ閲覧等を請求することができない。

- (1) 利害関係を証した者とは、以下に該当する者をいう。
 - ア. 閲覧等につき出願人の同意(ただし、通常実施権に係る情報については、通常実施権を許諾した者及び通常実施権者の同意も必要とする。)を得たことを書面をもって証明した者
 - イ. 当該延長登録に係る無効審判の請求人(及び参加人)又はその代理人であって、審理上その者に閲覧等を認めることが必要であると認められる者
- (2) 延長の理由を記載した資料とは、以下に該当する資料をいう (特許法施行規則第38条の16 (改正前特許法施行規則第38条の16^{注3}))。 ア. その延長登録の出願に係る特許発明の実施に特許法第67条第4項 (改正前特許法第67条第2項^{注3})の政令で定める処分を受けること が必要であったことを証明するため必要な資料
 - イ.特許法施行規則第38条の16第1号(改正前特許法施行規則第38条の16第1号注3)の処分を受けることが必要であったためにその延長登録の出願に係る特許発明の実施をすることができなかった期間を示す資料
 - ウ. 特許法施行規則第38条の16第1号(改正前特許法施行規則第38条の16第1号^{注3})の処分を受けた者がその延長登録の出願に係る特許権についての専用実施権者若しくは通常実施権者又は当該特許権者であることを証明するため必要な資料

なお、特許法第67条の5第2項(改正前特許法第67条の2第2項^{注3}) の資料において営業秘密が記載された旨を特許庁長官に申し出る場合は、書 式第30(書式第30の2)により行うものとする。

8.特許出願に係る明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載されているか否かにかかわらず、特許庁長官が経済安全保障推進法第66条第1項本文若しくは第2項の規定による送付をする場合に該当しないと判断するまでの間又は同法第67条第1項で規定する内閣総理大臣による保全審査により、当該発明に係る情報の保全をすることが適当と認められるかどうかについての判断がなされるまでの間は、当該特許出願に係る書類の証明又は認証付きファイル記録事項記載書類の交付について、発行制限することとする。

(改訂令和56·75)

^{注1} 特許に関する書類又は特許原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項のうち、通常実施権又は仮通常実施権に係る情報についての閲覧等に関しては、「58.21」を参照。

^{注2} 特許法第186条第1項第3号中「第84条の2」とあるのは、実用新案法第55条第1項において「実用新案法第21条第3項、第22条第7項若しくは第23条第3項において準用する第84条の2」と読み替えて準用している。

^{**&}lt;sup>1</sup> 特 8 4 条 の 2 : 特 9 2 条 7 項 、 9 3 条 3 項 、実 2 1 条 3 項 、 2 2 条 7 項 、 2 3 条 3 項 、 意 3 3 条 7 項 において 準用

^{注3} 令和2年3月9日までの出願については、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第108号)附則第2条の経過措置の規定により、改正前の法令が適用される。

^{注4} 意見書の意見の内容及び上申書の上申の内容並びに拒絶理由通知等 (特許庁からの発送書類) は申出の対象外。

特許法第67条の5第2項の資料に係る営業秘密に関する申出書

(令和 年 月 日)

特許庁長官

殿

- 1 出願番号
- 2 申出人

住所 (居所)

氏名 (名称)

3 代理人

住所 (居所)

氏名 (名称)

4 申出の内容

[備考]

- 1 「出願番号」には、「特願〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」のように延長登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは「令和何年何月何日提出の特許法第67条第4項の延長登録願」のように記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該願書の写しを添付する。
- 2 「申出の内容」の欄には、営業秘密が記載された書類名及び営業秘密が記載された個箇所を記載する。し、当該営業秘密が記載された箇所を除いた書類を添付する。この場合において、書類名には、申出の対象となる営業秘密が記載された書類名をは「令和何年何月何日付特許法第67条第4項の延長登録願に添付された〇〇〇承認申請書」のように記載する。
- 3 その他は、特許法施行規則様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び13から16までと同様とする。

(改訂令和26·124)

特許法第67条の2第2項の資料に係る営業秘密に関する申出書 (令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

- 1 出願番号
- 2 申出人

住所 (居所)

氏名 (名称)

3 代理人

住所 (居所)

氏名 (名称)

4 申出の内容

〔備考〕

- 1 「出願番号」には、「特願〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」のように延長登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは「令和何年何月何日提出の特許権存続期間延長登録願」のように記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該願書の写しを添付する。
- 2 「申出の内容」の欄には、営業秘密が記載された書類名及び営業秘密が記載された個箇所を記載する。し、当該営業秘密が記載された箇所を除いた書類を添付する。この場合において、書類名には、申出の対象となる<u>営業秘密が記載された</u>書類<u>名をは</u>「令和何年何月何日付特許権存続期間延長登録願に添付された〇〇〇承認申請書」のように記載する。
- 3 その他は、特許法施行規則様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び13から16までと同様とする。

※注意事項

この書式は、方式審査便覧 5 8. 2 0 に基づき、改正前特許法第 6 7 条の 2 第 2 項の資料において営業秘密が記載された旨を特許庁長官に申し出る場合に使用する。

したがって、書式名の「特許法第67条の2第2項」は、「改正前特許法第67条の2第2項」を、備考1及び2の「特許権存続期間延長登録願」は、「改正前特許法第67条の2第1項に規定する特許権存続期間延長登録願」を、備考3の「特許法施行規則様式第3」は、「改正前特許法施行規則様式第3」を指す。